

環境社会配慮助言委員会 第55回 全体会合

日時 平成27年1月9日（金）14:30～17:47

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

長瀬 それでは時間になりましたので、第55回の全体会合を始めさせていただきますと思います。

本日は村山委員長ご欠席ということですので、作本副委員長、田中副委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、新年入って初めての全体会合ということで、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは恒例ですが、マイク使用の際の注意点を3点だけ申し上げます。

1点目、逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。

2点目、ご発言の際にマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

3点目、マイクは3、4人に1本程度のご使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

では、両副委員長、よろしくお願いいたします。

田中副委員長 それでは、今、ご紹介がありましたように、今日は村山委員長がお休みということで、前半は私のほう、田中のほうで進行させていただいて、後半を作本副委員長をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、次第に沿いまして進めさせていただきますが、報告の案件、それからガイドラインの見直しのワーキングの報告も何件かございますので、少し効率的に進めていただくようにご協力をお願いできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

まずスケジュールの確認でございますが、これは、事務局のほうからご紹介させていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

長瀬 それでは、事務局のほうから確認させていただきます。

本日が第55回全体会合でございます。1月は16日と26日にそれぞれ運用面の見直しのワーキンググループを予定させていただいております。なお、16日のカテゴリーB案件のうち、助言委員会が対応するものにつきましては、場所が研究所の202B会議室に変更になってございます。これは市ヶ谷の私どもの施設のほうになりますので、こちらに入っている方々、ぜひお間違いのないようお願いいたします。当日、こちらのほうの会議室が取れませんでしたので、こういった形になってしまいました。申しわけございませんが、ご理解いただければと思います。26日は、通例どおりこちらのJICAのほうで行わせていただきます。1月は、一応その2件だけを予定しておりますが、大丈夫でしょうか。

それでは続きまして2月のほうでございます。2月のほうは、ご覧になっていただき

ますとわかるように、運用面の見直しにつきましては、二つ予備日を2月6日と2月16日に設けさせていただいております。あとそれ以外の金曜日、月曜日にワーキンググループの予定をさせていただいております。今のところ特定の案件がまだ固まっていない状況ですが、皆様ご都合等いかがでしょうか。田辺さん。

田辺委員 13日は出られないので、13日を消していただいて27日に入れてください。

長瀬 27日、田辺様ですね。了解です。ほかにいかがでしょうか。佐藤さん。

佐藤委員 2月20日は予定が入っていますので、どこか2月、入れます。今、入試等の調整で動いていますので、また連絡をさせていただきます。すみません。

長瀬 了解いたしました。2月20日ご欠席ということで了解です。ほかに。松本委員。

松本委員 すみません。忘れていました。1月16日金曜日、私、だめになってしまいました。

長瀬 16日、松本委員ご欠席で了解です。ほか、いかがでしょうか。日比委員。

日比委員 ありがとうございます。すみません、1月に戻るのが16日のところ、もし入れていただければ参加したいと思います。お願いいたします。

長瀬 1月16日に日比委員ですね。かしこまりました。ほか、いかがでしょうか。2月の、例えば27日なんか、今のところ田辺委員に加わっていただいても3名ですが、どなたかいらっしゃいませんか。

日比委員 それでは27日、日比、入ります。

長瀬 ありがとうございます。では、とりあえず今の確認はそうにさせていただきます。あと、運用面の見直しの予備日です、2月6日と2月16日、もしこれからこれらの予備日を活用する必要がある場合には、改めて皆様にご都合伺いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3月につきましては、一応3月2日、3月9日、3月13日のワーキング、あと3月6日は、一応全体会合という形で予定しております。まだ先ですけども、もしここはだめというのがわかっているならば。松下委員。

松下委員 3月2日ですが出席できませんので、9日か13日であれば出席可能ですが、一応9日ということでお願いします。

長瀬 では3月9日に松下委員でお願いいたします。塩田委員。

塩田委員 3月13日は既に予定が入っているので、9日の日にお願いできればと思います。

長瀬 塩田委員も3月9日ということで、了解です。ほか、いかがですか。3月はまだ先ですので、ご確認できたところで、私どもにご連絡いただければと思います。

それではとりあえずワーキンググループのスケジュール確認は、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

田中副委員長 また後からでも追加のことは可能かと思っておりますので、メール等でご

連絡をお願いしたいと思います。

それでは議題のほうへ戻りまして、3番目の、これは助言文書の確定ということになります。順番にまいりたいと思いますが、まず1番目、フィリピン国南北通勤線事業、これはスコーピング案ということになります。主査は谷本主査でしょうか。お願いいたします。

谷本委員 すみません。マスクをつけたままで申しわけありません。

フィリピンの南北線、最初に4枚目のスライドをお願いします。フィリピンの南北線通勤事業です。ワーキンググループ、12月19日です。メンバーは石田、作本、鋤柄、二宮、平山、松行、柳、そして私が担当しました。

全体で76の質問・コメントがありまして、2ページ目に移っていただいて、23の助言案を作成しました。

まず全体事業なのですが、本件、このスライドを見ていただきまして、対象が一番下のところ、 のところ、そして本調査をやるのは一番下のところ。ここで本件とかかわってくるというのが、ノースレールという事業が別途あります。これが実は中断をしているということになっております。これは一つのポイント。

もう一つは、高速道路が並行して走るような形になっておりまして、ライト・オブ・ウェイが重なるというふうな状況になっておりますが、この高速道路もペンディングになっている状況になっている。こういうちょっと特殊な要因があるということを含んでいただいて、助言案を見てください。

まず全体事項です。今、申し上げましたように1番と3番、ノースレール事業とそれから並走する高速道路の現状、見通しをきちんと書いてくださいということになっています。それからもう少し大きな話として、フィリピンのメトロマニラにおける鉄道のネットワークをきちんと書いてください、今後の予定も含めてです。やはり中断とかいろいろな問題があるようなので、そのあたりを書いてくださいということが2番目です。

次に代替案にまいります。

ライト・オブ・ウェイが、フィリピンの国鉄PNRのライト・オブ・ウェイをそのまま使おうという案になっておりますけれども、いろいろな案が出ています。ですから、その各オプションの理由をきちんと、取り上げた理由を書いてくださいというのが4番目です。

それから5番目は、車両基地がやはり鉄道整備していく上では必要だということで、特にノースレール事業全体を含めた、全体での車両基地の話というものはされておりますけれども、今回はその部分を外して、この調査対象地域、事業対象地域の車両基地についてきちんと評価をしてくださいとなっています。

次にスコーピングマトリックスですが、3点あります。これは全て湿地帯を通過しているというふうな、湿地帯がかなりあるというふうなことで、その関係で6番目はそうい

う環境条件、状況をきちんと踏まえた上でマトリックスをつくってください、評価し直してください。

それから7番目は、やはり盛り土にするとか高架構造にしますので、湿地帯の上下流の水象の影響、そのあたりを見直してください。それから8番目は、土地利用とか地元の資源、そういうふうなものをきちんと考えて、特に湿地帯の損失というふうなものを見てくださというふうになっています。

続きまして、環境配慮にいきます。9番、12番あたりは、先ほど申しました湿地帯の生態系、このようなものをきちんとまとめてほしい。特に9番では、渡り鳥なんかの情報をNGOなんか資料を持っていると思いますので、そういうところから得てくださというふうになっています。

それから10番目は、樹木の伐採があれば、きちんとリカバリーをしてくださいということ。それから11番目は、土壌汚染、特に工場跡地なんか用地に引っかかってくる可能性があるということで、土壌の汚染のリスク、そういうものをきちんと対応してくださいということ。

12番目はもう一度湿地帯に戻りますけれども、やはり湿地帯への攪乱が発生するというので、できるだけ原状回復に資するようなモニタリング計画をつくってくださいとなっています。

13番目は、今後は鉄道が整備されていきますと、周辺の開発が進むというふうなことで、特にフィリピンの場合、水質がものすごくこの場合も悪いということなので、さらにこういう事業を行うことによって、水質の悪化が助長されないようにきちんと対応してくださいとなっています。

14番目が車両基地です。やはり油とかそういうふうなものが多量に使われますので、きちんとした環境管理マニュアルをつくってくださいというふうなことを申し上げます。

それから3ページに移りまして、15番目です。災害というものは、フィリピンの場合は多いわけですから、台風とかそういうふうなものに対して、リスク管理をきちんととってください。そのように助言しております。

社会配慮に移りますと、16番目は、フィリピンの国鉄はかなり歴史がある鉄道です。駅舎なんかも遺産として使えるような、そういうふうなものも残っているということなので、駅舎なんか使える、観光等に含めて、プロモーションできるようなものはきちんとしてくださいというふうになっております。

それから17番目は、先ほど言いましたノースレールが中断しているということなので、今回、特に調査をする区間に限定した環境配慮の調査を行うということを中心にレポートに書いてくださと申し上げます。

それから18番目、非自発的移転の対象になる人々がいるということなので、この人たちが不利益をこうむらないように、特に就業地への交通手段とか、それからコミュ

ニティーにおける相互扶助と、そういうふうなものが、ライフスタイルが乱されることのないようにしてほしいと、それをRAP案に反映してくださいということを申し上げています。

それから19番は、既にノースレール事業などで、移転が行われている、そういうふうな事例をきちんと洗い直して、RAP案に反映させてくださいというふうになっています。

それから20番目、モニタリング関係で、できるだけ移転住民がきちんと、特に非正規の人たちもきちんと加われるように、そういう仕組みをつくってほしいということです。

21番目は苦情処理関係です。こういうきちんとした常設の窓口を設けて、そういうふうな仕組みをきちんとPRしてください、報告書に書いてくださいというふうに申し上げています。

最後にステークホルダー関係ですけれども、できるだけ多くの、そして対象になるようなフォーカスグループディスカッションなんかもやってほしい。その場合に個別の対応、あるいは工夫を行ってほしいというふうなことを申し上げています。

最後に、過去の今までに行ったステークホルダー協議の内容を、きちんと的確に報告書に書いてくださいと、このように申し上げています。

以上です。

田中副委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。助言内容の確認ですが、よろしいでしょうか。

それでは特段のご異論がないようでしたら、この案で助言として確定したいと思えます。どうぞ、二宮委員。

二宮委員 内容とは関係ないのですが、この15番の助言について、全体、原則として「DFRに記載すること」という表現で整理していただいているのですが、ここだけ「DFRへ記載すること」となっておりまして、ここを「に」に変えたほうがいいかなと思います。すみません。表現の問題です。

田中副委員長 これはよろしいですね。「へ」を「に」に変えるということ。

谷本委員 お願いいたします。すみません。

田中副委員長 それではほかにご異論がないようでしたら、この案で助言として確定したいと思えます。谷本主査、委員の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは2件目にまいりたいと思えます。ケニア国第2次オルカリア地熱発電です。これは鋤柄委員からご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鋤柄委員 本件、ワーキンググループは二月前の11月に行いました。委員は石田委員、作本委員、平山委員、村山委員、柳委員、それに私というメンバーで、ケニアの第2次オルカリア地熱発電事業に関するドラフトファイナルレポートに関する議論を行いました。

実はこのワーキングの直前に、本件に先行しておりますオルカリア という事業があるのですが、そちらのほうの住民移転に関しまして、世銀のほうに異議申し立てというような事態がありました。それにつきまして、JICAのほうから内容についてご説明いただければと思いますが。

丸尾 ありがとうございます。JICAアフリカ部の丸尾と申します。

今、鋤柄委員よりご説明いただいたとおり、今回の全体会合では、助言確定ではなくて、ご報告とさせていただいた理由について、ご説明いたします。

本事業、第2次アフリカ地熱発電事業は、この事業が支援対象とするオルカリア という地熱発電所に近接しておりますオルカリア と呼ばれる地熱発電所、こちらは、2013年3月に世銀が審査を行っている電力拡張事業によってファイナンスがされておりますが、この世銀の事業に対する査察請求が、昨年11月13日に登録されたという情報を11月17日にJICAとして入手しました。

査察請求の内容は、移転後の状況が移転前に比べて悪化しているということになっております。本件については、世銀のインスペクション・パネルにおいて登録された後、所定の手続が進められておりますが、インスペクション・パネルによる現地調査、ケニアにおける現地調査が近々実施される見込みだという情報を得ております。

世銀ではその調査の結果も踏まえて、本格的な調査に入るかどうか、世銀の理事会において判断されることとなりますが、実際、その世銀の理事会での判断、本格的な調査に入るかどうかの判断がなされるまでに、査察請求の登録から4ヵ月程度要すると見込んでおります。即ち登録が11月13日ですので、世銀の理事会での判断がなされるのは3月末ごろではないかと思っております。あくまでも見込みでございます。

この世銀のファイナンスの事業と第2次オルカリア地熱発電事業の関係ですが、オルカリア とオルカリア というサイトが近接しているということが一つあるのですが、それ以外に重要なポイントといたしまして、電力拡張事業、世銀の事業において、オルカリア の対象サイトの位置する村の住民移転も実施されているということです。要は世銀がファイナンスしている事業対象地だけではなく、円借款の対象候補として考えているオルカリア のサイトに関しても、住民移転が行われているということです。即ち査察請求の対象に、オルカリア のサイトが含まれている可能性が排除できないという状況にあります。

一方で、JICAにおいては、デューディリジェンス調査という調査を、現在実施している協力準備調査の一環でやっております。移転の手続が適正にとられたのかどうかということは確認をとっております。その中ではオルカリア に関連した住民移転は、そのプロセスにおいて、移転後の状況が移転前に比べて悪化しているという事実は、少なくとも我々の調査では確認はしておりません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、オルカリア の住民が査察請求の対象に含まれている可能性が排除できないという状況にありますので、JICAとしましては、その世銀

のインスペクション・パネルにおける本件の取り扱いをフォローいたしまして、その状況を踏まえた上で、助言の確定をお願いしたいと考えております。そのために、今回の全体会合においては、確定ではなくてご報告事事項ということにさせていただいているという次第です。

以上です。

鋤柄委員　そういうやや特殊な事情がございまして、本日の助言案の右肩も、月さえ入っていないというものになっております。

それではワーキングの会合の報告をいたしたいと思います。

本案件、先ほどご説明にありましたとおり、オルカリア というケニアの地熱発電に関する円借款、この協力準備調査のドラフトファイナルレポートが対象です。これは全体計画でいいますと、ケニアの地熱発電の割合が、現在14%のものを2030年までにはその倍の29%へ持っていきこうという計画の一環です。140メガワットの発電所を建設しようということになっております。

本件の議論に際しまして、事前のコメントが45ございまして、それを先生方に議論していただきまして、16まで絞ったものが今日の資料になっております。

そうしましたら順番にご報告をいたしたいと思います。めくっていただきまして、全体事項に関しまして2項目ございます。1番目がJICAのガイドラインとケニアの関連法令の間に関しまして、相違があったというふうに書かれたものについて、本調査ではどのような点について確認を実施したのかというのを書いていただきたいというのが第1項目です。

2番目につきましては、先ほども申し上げましたマスタープランに関して各電源別、水力ですとか、火力ですとかいったようなことが書いてございませんでしたので、それについても示していただきたいというのが2点目です。

続きまして代替案に関しまして3番目、これはちょっとわかりにくい書き方になっておりますけれども、実は隣接しておりますヘルズゲートという国立公園、これはオルカリア地熱資源に関するライセンスの発行よりも後に指定された公園でして、このため、その公園を管理しております野生生物公社と資源開発を行っておりますケニア電力との間に、覚書という形で開発の協定が結ばれているという事情がございまして。それについてはっきりわかりやすい形でお示しいただきたいというのが3番目です。

そして4番目、これは発電方式についての助言です。シングルフラッシュサイクル復水式というものが、最も向いているという結論になっており、そこにおいては硫化水素の発生は微々たるものであるという記述なのですけれども、微々たるものにせよ発生はするので、それに対する対策を書いてほしいというのが4番目です。

スコーピングマトリックスについては、1項目です。発電所建設に付帯する事業に関しましては、記述が乏しかったので、それについてもきちんと、影響がないなら、ないということを書いていただきたいというのが5番目です。

続きまして、環境配慮です。6番目、先ほど申し上げましたとおり、国立公園に接している、あるいは一部付帯事業が公園内を通過するという点もございまして、公園を管理している野生生物公社等との関係をはっきりと書いていただきたい。特に緩和策ではかなり詳しく内容が書かれていますのでけれども、環境管理計画等にはちょっと曖昧な書き方になってしまっていますので、その辺は、繰り返しになっても書いていただきたいというのが6番目です。

7番目は、硫化水素の影響について、特に動植物・生態系に対する影響に関し、明確に書いていただきたいということでございます。

8番目、これも国立公園と関連しますけれども、接する部分での工事等々については、特に注意をしていただきたいということです。

9番目、騒音レベルが基準値を超えることが想定された結果が示されていまして、一定の緩和策、及びモニタリング体制を記述していただきたいというのが9項目めです。

そして10番目、野生動物の移動を阻害しないように、パイプの形状ですとか、車が、スピードが出せないようにするバンプというのでしょうか、そのような緩和策を実施する場合には、事前に調査を行って、動物の移動ルート等を把握した上で、それを設置するという点を書いていただきたいということでございます。

めくっていただきまして3ページ目、こちらの二つも公園に係る内容ですけれども、11番、隣接する、及び近隣の国立公園で掲げている保全と開発ということに関しまして、本事業での生態系管理計画を記入していただきたいということです。

12番目、その11番の内容を達成するために、マルチステークホルダー型の形態で推進するというふうに書かれていますけれども、これに関しまして、どのように進めていくのか、具体的に書いていただきたいという内容です。

社会配慮に関しまして、3項目ございます。13番は、先ほど冒頭、JICAのほうからご説明がありました、先行して工事にも入っているのでしょうか、オルカリアで実施された住民移転と本件との関係についてどのようになっているのか、問題があるのかないのか、ファイナルレポートにはきちんと記述してほしいということです。

そして14番目、移転された住民の方々の生計回復に関する部分があまり書かれておりませんので、農地を含めてどのような状況で、どのような緩和策が必要かという点を書いていただきたいというのが14番目です。

そして15番目、マサイ族に関しまして、特に先住民族ですとか、少数民族という扱いではなく、被影響住民というくくりで扱われております。ただ、この中でも観光ガイド等々を生業にしている方にとっては、移転するというのがかなりの負担になるので、そこへの配慮をしていただきたいというのが15番です。

その他として16番、これも移転先の生活の質と申しますか、そのようなことに関して、ちゃんとやったかどうかという点の報告を受けるように記述していただきたい。

以上、16項目です。

田中副委員長 ありがとうございます。

今、第2次オルカリア地熱発電事業の助言案ということで、確定にはまだ至らないようではありますが、ご報告いただきました。

それから前段のほうで、JICAアフリカ部のほうからこの件についての世銀への査察申し立てというのですか、異議が出ている。その扱いについて、この助言との取り扱いとその状況についてのご紹介もありましたので、そこも含めて質疑、あるいはコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

松本委員 先ほどのJICA側のご説明ですと、11月13日に申し立てがなされて、17日にそれをJICAとして確認された。このワーキンググループが21日に開かれたということだと思いますが、このワーキングにあたって、申し立て文書であるとか、申し立ての内容について、委員の方がご覧になった上での議論になったのか、今回は申し立てがあったという事実だけを踏まえて、予定されていたコメントに従って議論されたのか、その点を確認させていただきたいのですが。

鋤柄委員 その点について申し上げるのを失念しておりました。

ワーキングの冒頭に、こういうことがございましたということで、これは世界銀行が出されているNOTICE OF REGISTRATIONという文書をお配りいただきまして、あと、その参考資料として、このような異議申し立てがどのようにして取り扱われているかという、一種のフローチャートのようなものをつけていただきまして、内容についてワーキングの冒頭にご説明をいただきました。

そこで、この異議申し立ての件が決着するといいますか、一定の結論が出た段階で助言が確定という段取りになるという点をご説明いただきまして、それを前提にワーキングでの議論を行った。そういう順番になっております。

松本委員 その場合、今、エリジビリティの調査をしていて、エリジブルであるというふうになった場合、今度はコンプライアンスの調査が入ってというふうにインスペクションのプロセスが続いていくと思うのですが、いずれにしてもどこでどういう決着になるかわかりませんが、それが終わった段階で、その結論を踏まえた上で、もう一度ワーキンググループで議論をするべきかどうかというのは、このままワーキンググループで判断されるのか、もう一度JICA側から提案があるというふうな流れで理解したほうがいいのか、この点についてはどういうふうになるのですか。

つまり、今日報告いただいたのは、あくまでファイルされた段階でのワーキンググループの結論で、この後インスペクション・パネルのほうの審査が進み、インスペクション・パネル側の調査が進んで新たな情報が出てきた中で、改めてこのワーキンググループの助言案というのを見直す必要があるかどうかを、どのようなプロセスで判断するかという点を、少し明らかにしておいたほうがいいかなというふうに思うのですが。

鋤柄委員 まず私の思っていたというか、思っている順番で申し上げますと、この

異議申し立ての経過について、節目節目なり、ある程度進んだところで、それのご報告をワーキングメンバーにいただいて、そこで再度ワーキングをこういう形でといたしますか、顔を合わせた形で実施するのか、あるいはメールのやりとりで、済んでしまうという言い方ちょっと失礼ですけども、そういう形で実施するのか、それを判断した上で、JICAともご相談して決めていく。

かなり大幅に助言案等が変わる場合には恐らくフェース・トゥ・フェースでお話をしなければならぬでしょうし、そうでない場合は、ある程度メールのやりとり等で済むのかなと、それは状況次第ではないかなというふうに考えていました。

長瀬 私どもも、今、鋤柄委員にご説明いただいたとおりに、状況状況次第で考えざるを得ないのかなというふうに思っております。いかんせん初めての事案ですし、あと、インスペクション・パネル、あとボードがどのような結論を出すか、まだ全くわからない状況です。もしかしたら単純に却下ということになるかもしれませんし、その場合は非常に簡単で、多分ほぼ今の原案どおりの助言案の確定という形になるかと思えます。

また逆に、いろいろ追加でこういった事実が出てきたとか、そういった話になると、それを何らかの形で助言委員会としてご審議いただく必要が出てくるのかなと思っております。

その場合、例えば今回ワーキングは鋤柄委員に主査をやっていただきまして、それでこういった形のメンバーでやりましたけれども、その方々にまた一堂に会していただける機会を設けることができるかということも含め、あるいはそういった一堂に会するよりは、メール審議のほうが実は効率的だということもあり得るかもしれませんし、そこは場合によって、考えさせていただければと思います。

いずれにせよ世銀のほうで動きがある場合は、こちらから適宜報告させていただきたいと思えます。

以上です。

松本委員 確認したかったのは、ということつまり、今日、ご報告はいただいたものの、この助言案の全体会合での審議は、改めてあるという理解でよろしいということですか。

長瀬 はい、今日は報告だけですので、最終的に助言案を確定いただく場合は、また別途、全体会合で設けさせていただきます。

田中副委員長 ということで、今日の案はそうすると報告をいただいた、これに加えて世銀の結果が出た段階で、改めてその状況について報告を受け、それを含めてもう一度この案でいいのか、あるいはさらにこれで追加なり修正なりすることがあるかどうかという、そういう判断はその時点で行うということでしょうか。

わかりました。一応、今、そのような取り扱いでどうだろうかということですが、委員のほうはよろしいでしょうか。もし内容の面で、何かこういう点はどうか、

確認することがあれば受けておいてもいいかもしれません。それではどうぞ、お願いいたします。

田辺委員 JICAのコンポーネントの移転の状況についてお聞きしたいのですが、先ほど世銀のオルカリア の中に、JICAのコンポーネントの移転が入っている可能性があるということをおっしゃっていたのですけれども、ということは、JICAのコンポーネントの移転が既に一部もう行われてしまっているという可能性があって、それはJICAがもともと想定していなかったということなののでしょうか。

田中副委員長 いかがでしょう。

丸尾 移転自体は、昨年9月時点で完了しております。それは想定範囲内です。

田辺委員 そうすると、こちらの社会配慮の中で、生計回復とかいろいろなことが書かれているのは、既に移転は行われてしまっているけれども、計画としてこちらに書かれているということですか。そのドラフトファイナルのほうに移転の……これから行う、ドラフトファイナルに、例えば14番の村山委員がおっしゃっているような生計回復に関する記載がほとんどないというふうなことが書かれているのですが、ドラフトファイナルに書かれている内容というのは、既に移転がされた後の状況を書かれているということですか。

丸尾 そうです。計画としては土地家屋、教会ですとか学校ですとか、そういったものが移転先でつくられているというのと、移転の手当の支払いだとかは計画にのっとなって行われているという状況です。

田中副委員長 よろしいですか。どうぞ。

高橋委員 内容の確認だけなのですが、国立公園というのは、私は1ヵ所かなと思っていましたら、ヘルズゲートとロンゴノットと二つの国立公園が隣接してあるということのようですが、環境配慮あるいは社会配慮のところに、何も特定がない形で国立公園というのが出ていますが、これは両方、二つの国立公園というのを意味するのかどうか、そして例えば8番の自然保護区というのは、国立公園以外にも自然保護区があるのか、あるいは国立公園だけなのか、そこについて確認させていただきたいと思います。

鋤柄委員 すみません。そのところを申し上げますでした。

ヘルズゲート国立公園という国立公園がこの事業のサイトに隣接し、一部付帯事業、送気管が通る公園です。ロンゴノット国立公園というのは、接してはいませんけれども、一つの地域としては隣接するといえますか、物理的に隣接しているということではないのですけれども、近接する公園ということでございます。

したがって、環境配慮前半のほうで国立公園、国立公園と、自然保護区というふうに出てまいりますけれども、これはヘルズゲート国立公園を指しております。

田中副委員長 多分、高橋委員のご指摘はむしろ、そこをヘルズゲートとならヘルズゲートと、追記したほうがいいのかという、そんな含意でしょうか。

高橋委員 そこをはっきりしないと、11番に二つの国立公園が書いてありますから、6番でも何番でも、両方の国立公園についてこういうことをしなければいけないというふうに読めるといいますか、要求されているというふうにも理解できますから、そこをはっきりしたほうがいいのではないかとということです。

田中副委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

改めて確定ということになると、次のステージになりますけれども、今の段階でよろしいですか。

私のほうから、では2点ばかり。この硫化水素、 H_2S ですか、これも言葉の問題ですが、入りまじっていますので、どちらかで統一されたいかがかなと。4番のところには硫化水素、それからもう一つどこかのところには7番ですか、6番ですか、ということですね。

それから報告書と本報告書と書いているものと、単なる報告書と書いているものがあるようですが、それからFR、ファイナルレポートですか。ここらあたりもどこに記載するのかというのは、使い分けをしているのであれば、使い分けたほうがいいのかなと思います。

鋤柄委員 ありがとうございます。

実は、FR、本報告書、報告書と3通りの書き方になっているなと思っていたところでございますので、それについてはどうでしょうか。一番多いFRに統一したほうがいいのかというふうに思っております。

硫化水素、 H_2S につきましても、一般的にはどちらを使うのでしょうか。私、専門外でわからないのですけれども、いずれにせよ、適切なほうに統一したいというふうに思います。ありがとうございます。

柳委員 よろしいですか、柳です。

私の書いているのは、硫化水素の除去装置という装置についてのものなので、それを H_2S とは、普通は言わないので、何の除去装置なのかということを明記しているということです、その点をご理解いただければ。

鋤柄委員 7番のほうは、硫化水素ということで変更いたします。

田中副委員長 それではご報告をいただき、また若干の確認をしたということで、この案件については次の段階でまたご審議、確定をさせていただくということにさせていただきます。

それでは3件目に移りたいと思います。

インド国アーメダバードメトロ建設事業、環境レビューということでございます。これは米田主査、お願いいたします。

米田委員 インド国アーメダバードメトロ建設事業の環境レビューに対する助言案をご説明いたします。

12月5日にワーキングを開きました。このワーキングは非常に小規模なワーキング

で、メンバーが3名、松行委員と清水谷委員、米田の3名です。清水谷委員はメール審議ということになりましたので、松行委員と自分の二人でワーキングを行いました。

事業の中身ですが、今、インドで非常に発展著しいグジャラート州、その中心都市のアーメダバードにメトロをつくるという計画です。大体20キロぐらいのメトロ、高架と地下鉄部分とあるのですが、それが東西線と南北線という十字の形にできます。それに車両基地がそれぞれつくという形になっています。主に車両基地がありますので、住民移転が発生し、579世帯、そのうちの6割ぐらいは非合法的占有者、スクワッターと呼ばれる人たちだということです。

それで3名から質問・コメント、19件出ました。最終的に助言として残ったのは5件です。

助言案のほうに入ります。インド国のほうで作成したEIAの報告書と、それからソーシャル・インパクト・アセスメントの報告書をもとに環境レビュー方針、JICAのほうでつくられた環境レビュー方針についての助言ということなので、若干JICAのほうで準備調査を行われたものとは違う状況になっています。

スコーピングマトリックスなども、いわゆるいつも見る形のスコーピングマトリックスは入っていませんで、それからあと、計画自体2005年からかかってつくっているということで、代替案等もあまり詳しい説明は入っていない状況です。

助言案のほうですが、環境配慮と社会配慮の助言が残っています。

環境配慮のほうの1番目は、地下鉄といいますか、鉄道をつくることによって水需要が出るという話がありまして、それは主に今、処理場を通して川に排水している、その再生水、中水を使って賄うという話だったのですが、その水の動態といいますか、そこがあまり明確ではなかったもので、そのこと、新たな水需要が発生することによって、ほかの水利用または環境に影響がないことを確認してくださいというのが1番です。

それから2番目は、雨季にトンネル工事をするという内容について配慮が必要なのかどうかということを確認してくださいという内容です。これはEIAの中に、そういうことの確認が必要だという文章がありましたので、こういう助言になっています。

社会配慮のほうですが、先ほど言いましたように、住民移転がかなり発生します。そのスクワッターの住民移転というのは、非常に難しいものだ、いろいろ配慮が必要だということを松行委員は強くおっしゃっておられまして、それで助言の3番、移転先の希望を聴取し、移転に伴い生計手段を失う場合には、生計回復支援が提供されることを確認することという助言になっています。

それからもう一点、4番ですが、住民協議がこの事業の場合は、いわゆるステークホルダーミーティングというようなものは行われていませんで、全て被影響住民のところに訪問ヒアリングという形で行われています。戸別に訪問してヒアリングという形で行われています。

そこで十分に情報が提供されているのか、あるいはその相手から、また後から質問

等があった場合に、それに十分対応できる体制ができているのかということ懸念しまして、4番目の助言ができています。住民協議において必要な情報が十分に伝達されることを確認することという助言になっています。

それから5番ですが、ユーティリティというのは、普通の電気とか水道、道路に沿った形で鉄道をつくりますので、そういうものに影響が出てくるということで、ユーティリティ維持のための計画、準備状況を確認することという助言になっています。

以上です。

田中副委員長 よろしいでしょうか。内容の紹介がございましたが、いかがでしょう。本案について。どうぞ、田辺委員。

田辺委員 先ほど代替案とかスコーピングマトリックスが、その文章の中にきちんと通常のとおり書かれていなかったということを書いていたのですが、代替案とかスコーピングマトリックスに関して、何も助言には書かれていないのですが、何か書いていない理由というか、何かこのままでいいのかなという、すみません、質問です。

米田委員 一つには、既にもう環境レビューの段階であるということがあります。スコーピングの内容に該当するようなことは、文章では書かれていますので、かなりきっちりと書かれてはいるとは思いますが。ただ、マトリックスの形にはなっていないということです。

必要な項目は大体全てカバーして書かれているということで、そこに、質問はありましたけれども、特にコメント等は残らなかったということになります。ただ、スコーピングマトリックスという項目には、マトリックスがなかったので、そういう項目はつくっていないということです。

それから代替案につきましては、その2005年からかなり長い時間をかけてつくられてきたものであるということがあるので、あまりそこはもうこれ以上深く、今、この段階で追求してもしょうがないかなという感じで、コメントはつくってはいません。

田中副委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございました。少人数でとてもご苦労されたかと思えますけれども、ありがとうございました。

それでは、インド国アーメダバードメトロ建設事業の環境レビューに対する助言については、この案をもって確定とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは助言案の審議ということで、4点目になります。ウクライナ国ポルトニッチ下水処理場改修事業ということになります。これは、主査は高橋委員でございますか。よろしくお願いたします。

高橋委員 高橋です。

ウクライナ国ポルトニッチ下水処理場の改修事業についての環境レビューに対する

助言案ということですが。

ワーキンググループは、今週の月曜日、1月5日に開催されました。委員は、ここにございますように柴田委員、清水谷委員、原嶋委員、そして私であります。

この事業ですけれども、ウクライナということで、紛争なども少し懸念される所ですけれども、事業地はキエフ市、首都を対象とする下水処理場ということで、特に東部の紛争地帯とは関係ないということで、ウクライナ及び日本両政府とも、この事業の推進については支障ないということでした。

そして既存の下水処理場、これの改修ということもありまして、既存の敷地内で行うということ、そして最終的には現状よりも環境状態もよくなる、改善されるということもありまして、質問あるいはコメントも、数がもともと29という少ないものであります。それを最終的には、この裏側にございますように6項目に絞り込んだ、助言として6項目に絞り込んだというものであります。

順にご説明しますけれども、まず1番目ですが、これは既存の汚泥処分場、これが既に汚泥が堆積されたままになっていたりという部分もありますけれども、これをどのように処理していくのか、そういうことがまだ明確に決まっていないということですから、その取り扱い、処理方法、これについて確認するという。そして堆積されたままの汚泥もございますので、それが重金属その他、飛散などの懸念もあります。そこでそういう飛散などがないように、早急に対策を実施するように申し入れてほしいと、そういうものであります。

2番目につきましては、詳細設計がまだ固まっておりません。申し遅れましたが、この事業、EIA報告書は既に作成されておるわけです。詳細設計の段階で、この汚泥の漏出とかあるいは地下への浸透、こういうことがないようにきちんと対策を立ててくださいと、そういうことを確認することということでもあります。

3番目は、この事業のための資材の搬入など、この工事用の車両ルート、想定されるルートはありますけれども、まだ確定していないということもありますので、そのルートによっては、沿道の住民影響ということも懸念される場合もあるかもしれません。そこでそういう騒音ですとか、あるいは粉じん、その他について影響を確認することです。

4番目につきましては、この事業によりまして、全体的に温室効果ガスの排出は現在よりも少なくなるのですけれども、そして特にメタンなどは少なくなりますけれども、CO₂は若干増えるということもあります。そういうことで、特に供用開始後に増えるCO₂などについて地球温暖化の対策、あるいは予測ということをきちっと行うようにということでもあります。

そして5番目につきましては、重金属、これは現在の既存のものについても重金属が堆積されているわけです。新たに改善されるものにつきましては、現在のものに比べますと重金属は減る、減少するということでもありますけれども、念のためのモニタリ

ング法など詳細を確認するということ、そして供用開始後、万が一基準を超えるような重金属というものが生じるということのないように、河川あるいは焼却灰を通じて放出されないように申し入れるということです。

6番目は悪臭についてです。これについても悪臭のモニタリングはきちっと行う。そして万が一住民から悪臭についての苦情があった場合には、適切に対応するようにしてほしい。

以上の6点であります。

田中副委員長 ありがとうございます。

以上の内容についていかがでしょうか。平山委員。

平山委員 一点質問をさせていただきたいのですけれども、5番のところでは重金属についてのコメントがありまして、重金属については既存の汚泥についても含まれているというふうなことを確認されたような説明であったと思いますけれども、お聞きしたいのは、この国で日本の例えば土壌汚染対策法という法律がありますけれども、あれは非常に論点の多い難しい法律でありまして、そのような法律なり制度なりというのが、このウクライナではきちんと確立されているのかどうか。

なぜそれが気になるかといいますと、5番でモニタリング方法の詳細を確認するとは言っておられるのですけれども、ではそれが出ているということがわかった段階で、何らかの対応を取るための制度がこの国にはあるのかどうかということをお聞きしたいと思うのです。

高橋委員 重金属については、既存の現在、堆積している汚泥の中にはいろいろな重金属が含まれているということでもあります。

今後、新しくなった場合には、もう既に過去の重金属を流出したような、そういう重工業の大規模工場というものはなくなる、既に閉鎖されているということもありまして、重金属が問題になるということは、あまり懸念はしてはおりませんけれども、一応念のためにこういうモニタリングをするようにということでもあります。

なお、私、はっきり記憶はありませんが、基本的には排出水に含まれる重金属などにつきましては一応規制といたしましょうか、そういうものがあるということで、現在の流入水、汚泥の重金属濃度というのは、おおむね日本の現在の下水処理場とも同じぐらいのレベルだということを確認しております。

具体的な法律が、土壌汚染という形での法律があったかどうか、私、記憶がないのですけれども。

平山委員 私としては、1番に書かれていることで普通はいいということになるのだろうと思うのですけれども、堆積された汚泥の中に重金属があるということで、それでこのような一般的な書き方で、取り扱いの確認という程度で、汚泥の中に含まれている重金属の取り扱いというのはいいものだろうかと思えます。

有名なアメリカのラブ・チャンネル事件などを思い出してみますと、それから日本の

土壌汚染対策法がなぜこんなに遅れて作られることになったのかとか、その内容は十分であるのかとかいう、そのようなことを含めると、ここのところはもう少し具体的にきちんと何らかの方針といいますか、指針というものを現場の状況に合わせて言うておく必要があるのではないかという気が、私はしてしようがないのですけれども、コメントです。

高橋委員 補足の説明をさせていただきますと、1番では取り扱いについての確認をすることということにしてあります。実は、これはまだはっきり決まっていないということからこういう表現にしてありますけれども、一応予定では、緑化をするといいますが、そういう形での処理をしていくという、そういう予定であります。

5番のほうは、既存のものではなくて、むしろ今後の排出される重金属に対する対応といいますが、そういう要求ということであります。

作本副委員長 平山委員の質問にちょっと触発されたのですけれども、私の記憶というか、理解が全く間違っていたら申しわけないのですけれども、このウクライナのあたりというのは、チェルノブイリの影響を受けた地域というか、影響を受けたことがありますでしょうか。あるいは放射能が及んでいる、その場合この汚泥処理において、そこがもしかかわるならばどうするのかということがポイントになるのかなと、私、事実関係で誤解していたら申しわけありませんけれども、教えてください。

高橋委員 チェルノブイリの放射能につきましても、このワーキンググループの中で議論、確認しております。この既存の汚泥の堆積されたものの中には、そういうチェルノブイリ由来の放射能が含まれております。そういうこともありまして、既存のものについては、例えばコンクリートなどのほうに流用するということとはできず、そのまま堆積されているという状況ですので、それを先ほどお話ししたような、最終的には緑化するという形で処理するということになります。

ただ、新たな改善されたものにつきましては、チェルノブイリ由来のものはございませんで、むしろ自然の状況の放射能の基準よりも低いというのでしょうか、バックグラウンド程度という形ですから、従来、放射線についてのモニタリングを行っておりましたが、むしろモニタリングが2011年に中止されているというような状況でありまして、今回、この助言の中にはその放射能関係については特に触れていないという状況であります。

作本副委員長 わかりました。ありがとうございます。

平山委員 同じ論点ではあるのですが、そのような状況の場合、これ、既存汚泥処分場と書いてありますので、多分このプロジェクト、今回のJICAのプロジェクトの対象外と考えることもできるのではないかという気がするのですけれども、そこらのところを区別して、既存汚泥処分場については、特に具体的な効果的な助言はしないというふうな整理というのは可能ではないのでしょうか、ということなのですけれども。

高橋委員 そこにつきましては、このむしろガイドラインの取り扱いに関連する事

業についてございましたが、むしろ私どもワーキンググループとしては、事業対象の新しいものだけをただつくればそれで終わりということではなくて、もちろん直接の事業対象ではありませんが、この新しいものをつくる前提となる、この既存の処分場といますか、これについての一応のコメントはしておこうということで、あえてこの1番として入れたという状況であります。

平山委員 この既存の汚泥処分場についてコメントするのであれば、このコメントでは、私は不十分ではないかという気がしているものですから、今のような言い方をしたのですけれども、そこは全体会合としてどういうふうを考えるかということに残るのではないかと思います。

田中副委員長 ほかの点ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今、平山委員からこの1番の取り扱いについてコメントをいただきましたが、ワーキングの取り扱いとしては、この新しい処分場、この改修を行うに際して、既存の処分場のあり方についてもあわせて実施するように申し入れる。対策ですね。こういうことをレビューとして提言したい、こういうことでございますので、そこはそこで受けとめて、こういう形で整理したということではいかがかなと思いますが、よろしいでしょうか。

それではご異論がないようでしたら、この案で環境レビューに対する助言ということで確定させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、助言としては、本日の最後の案件になりますが、インド国ドレラ新空港建設事業ということになります。これは、主査は早瀬委員のほうから内容についてのご紹介をまずお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

早瀬委員 それでは、インド国ドレラ新空港建設事業スコーピング案に対する助言案について報告いたします。

ワーキンググループ会合は、12月22日に行われました。担当いただいた委員は石田委員、佐藤委員、清水谷委員、田辺委員、谷本委員、長谷川委員、早瀬、それに米田委員でございます。

それで適用ガイドラインは、2010年4月のJICAのガイドラインということになっております。

委員の方から、全体でたしか105件の意見・質問等が寄せられまして、それをもとに助言案が作成されております。

この事業そのものは、先ほどインドのアーメダバードメトロのご報告がございましたけれども、同じくグジャラート州のドレラというところに新空港を建設するというもので、従来アーメダバードに空港があるのですけれども、この地域はデリー・ムンバイ間産業大動脈構想という、日本政府とインド政府の間で合意された構想に基づいて、今、インフラ整備が急激に進められている地域であります。

そういうことで、従来の空港ではもう需要を賄うことができないということで、新

しい空港が構想されました。それがドレラ新空港でありまして、二つの滑走路を持つ空港計画で、かなり大規模なものであります。

地域の特性ですけれども、場所はインドの西部地方のカンパト湾の湾奥部に位置する場所です。

現在の土地利用の状況は、荒れ地と言ったほうがいいかもわかりません。乾燥季はほとんど緑もない。雨季には、緑が生い茂るといような場所でありまして、それで海から遠くない地域でありまして、海水の影響を受けるといようなこともある、雨季には湿地帯のような状況になる地域であります。その土地の形状を改変するということが、環境影響という点からは最も大きな問題かと認識されました。

それでは助言案について、内容について報告させていただきます。まず全体事項ですけれども、全体事項の中で一番大きな論点は、必要性があるのかないのか、新しい空港の必要性ということであったかと思えます。

全体事項の1番ですけれども、空港計画に係る中長期計画において、Coastal Regulation Zoneというのを政府が指定している地域があるのですけれども、その地域の位置づけ、空港計画においてその地域をどういうふうに管理していくのか。環境政策との関連を確認することというのが1番であります。

2番は、先ほど申し上げましたが空港建設の必要性に関してです。現時点での問題点、空港政策の全体、産業政策、運輸政策との整合性、また具体的な中長期計画について、より説明を加えていただきたいということです。

3番は、代替案として提示された4案は全て新空港建設案であって、既存空港の拡張案は含まれていないということで、そのあたりについて説明すること。これも必要性に関連する指摘であります。

4番も必要性に関連するものですが、プロジェクトサイトが、アーメダバードやバドグラから離れた地域にあるため、十分な旅客需要が見込めるかどうか懸念が残る。そういった需要予測について、より詳細に記述することとさせていただきます。

5番は、これは大規模な土地の改変と、それとかなり水を溜めたりするために、穴を掘ったりするのですけれども、そういった事業の実施に伴って発生する残土について、今、築堤等に有効利用する計画ですけれども、余剰残土が発生する場合に備えた処理計画を策定し、記載すること。

6番目は、アクセス道路についてですけれども、当然ながらアクセス道路の整備もしなければいけないのですが、これについて十分に触れられていませんでした。

7番は、貨物ビルの建設予定規模の推定が、インド側の行った推定よりもこの計画で100倍以上になっているということについて、説明を加えてくださいということです。

それで8番ですけれども、これ、バハル・エリア(Bhal Area)と呼ばいいいのでしょうか、発音がよくわかりませんが、これが重要野鳥生息地プログラムにおいてGlobally threatened speciesということで、A1に指定されているということについて記述がな

かったのですけれども、それを明記してくださいということです。

それで、次にスコーピングマトリックス及び環境配慮に移ります。従来、これを二つに分けて記載しておりましたが、意見の内容が十分に分け切れないので、これは1項目として、9番以降整理いたしました。

9番ですが、空港建設による土地利用の変化や排水路建設に伴う水象の変化が雨季における湿地並びに海岸域のCoastal Regulation Zoneの生態系、生息する動植物、表流水、浸水等へ与える影響が想定されることから、工事中及び供用時の評価を見直し、適切な環境保全対策を講じることということで、その下に多くの意見をもとにこの助言がまとめられたことが見えるかと思えますけれども、この点が最も大きな懸念事項であったというふうに思います。土地の改変に基づいて、水の流れが変わる。特に雨季においてそれが大きく変化することが想定されるので、その多様な側面に対する影響について十分な評価をしていただいて、それに基づいた環境保全対策を講じることという趣旨であります。

10番に移りますけれども、保護区についてのスコーピングについて、当初Dと表記されていたのですが、ここをCに変更することという趣旨であります。これは先ほどのIBAプログラムのA1の指定等とも絡む指摘であります。

11番は、大気汚染の関係ですが、現時点でPM2.5が基準値を超えているというような状況でございます。これについて原因の調査と適切な環境対策を検討すること。

12番は、導水路の建設がスコーピング案で十分に検討されておりませんでしたので、それについて検討すること。

13番は、飛行機の騒音の影響ですけれども、騒音影響について十分な対策を検討することということであります。

14番は、プロジェクトサイトが海岸に近い低地で、津波や高潮の影響、あるいは海面変動による影響、それらに対する適応策を記載することとしてあります。

15番は、この飛行場そのものは、このカンパト湾の湾奥部に計画されているのですが、湾口における防潮堤建設計画の概要について明記して、本事業との関係性についてははっきりとしてくださいとしてあります。

16番は、鳥類の生息域と重なりが見られる場所に、空港を建設運営している例ということで、この事業を位置づけた場合に、その影響を最小限に抑え込んでいる他の事例等を参考にしてくださいという趣旨であります。

17番ですけれども、風向のモニタリングについて、より詳細にやってください。

18番は、緑化に関してですが、従来の教訓を活用して、緑化を十分にしてくださいということであります。

次に、社会配慮に移りますけれども、この地域、居住者はいないということで記載されているのですけれども、他の箇所では、耕作をしている人がいるというふうな記述が見られたりしていました。そういうことを踏まえまして、本事業の計画地区内、

及び周辺地区での農業・漁業従事者の調査を詳細に行い、補償を含む緩和策を記載してくださいということであります。

20番は、地域住民の雇用機会増進のための方策について。21番は、児童労働を排除するための方策についての要望であります。

次のページに移りますが、ステークホルダー協議・情報公開です。ステークホルダー協議に関しましては、今後、これから計画され実施されていくこととなります。それに関して三つの指摘がされています。

一つ目は、その計画そのものは事業者が策定するのですが、日本側からも過去の経験を生かし、知見を生かして、公平で十分な協議ができるように、その提言を行うべきであること。

23番は、この地域の人たちに非識字率が低いことがあります。そういった方、あるいは指定カーストなど社会的弱者への十分な配慮を行うべきこと。

24番は、幅広い参加が確保されるように配慮すること。またその際の専門家の必要性について述べられたものであります。

簡単ですが、以上で報告を終わらせていただきます。

田中副委員長 ありがとうございます。今の内容について質問・コメント、お願いいたします。それではどうぞ、米田委員。

米田委員 すみません。一点漢字の修正です。

ナンバー8のIBA（重用野鳥生息地）の「ジュウヨウ」の「ヨウ」は「カナメ（要）」という字に修正してください。

田中副委員長 ほかにいかがでしょうか。では、松本委員。

松本委員 中身ではないのですが、この事業の紹介をしていただいたときのパワーポイントの中でいくと、現在がスコーピング案のワーキンググループなのですが、このすぐ後にドラフトファイナルがあって、大体3ヵ月後ぐらいにファイナルというスケジュールになっていたと思います。

もっといいますと、このスコーピング案なのですが、数ヵ月前にインテリムレポートが出ている段階というふうに理解しているのですが、一つ伺いたかったのは、ワーキンググループの中でスケジュール、たくさん助言も出ている中で、このスケジュールの中で、こうした助言を対応することが可能かどうかというような議論はされていたかどうかということを確認したいのと、JICA側にこういう助言を受けて、この概要説明をされたときのスケジュールというので、このままいけるとお考えかどうかという点を伺いたいです。

早瀬委員 我々は、中身のほうからの指摘をJICAの方にお伝えするという考え方で議論を進めておりまして、もちろん助言案の作成の段階で、JICAのほうの方から、それが可能なかどうかという議論というか、反応を見ながら進めてきたつもりであります。そのあたりについては、JICAの方からご意見を伺ったほうがいいかと思えます

が、よろしいでしょうか。

折田 事務局からご説明いたします。

ワーキンググループでもご説明いたしましたが、今回の調査は海外投資者のPPP F/Sというスキームで調査をしまして、今回の調査だけでは、事業化に必要な情報を全て集めるという想定はしておりません。

そのため、環境社会配慮も含めて、事業化の際には改めて、より詳細な調査を実施する予定でありまして、今回いただいた助言につきましては、これらを踏まえたドラフトファイナルレポート、事業化に必要なものを全て集めたレポートを改めて作成しまして、それで助言委員会で皆様からそのDFRで助言をいただくというような予定でいます。

そのため、今回いただいた助言が短期間の間に反映できないとか、そういった話ではないというふうに考えています。

よろしいでしょうか。

田中副委員長 よろしいですか。

松本委員 確認ですが、つまりドラフトファイナルレポートについてのワーキンググループは開催されないということですか。

折田 今回の契約自体では、ドラフトファイナルレポートの助言という形ではないと思いますが、この案件の調査全体のドラフトファイナルレポートという形で、今回いただいたスコーピング段階の助言を全て反映したものをまた助言をいただいてから、その後環境レビューに進むというスケジュールです。

松本委員 毎回、この全体会合の前には、各助言案とともにプロジェクトの概要説明の紙をメールで添付していただいているのですが、それを再び見ますと、ドラフトファイナルレポートとファイナルレポートの間に、助言委員会の関与というのが書かれていないものですから、このような質問をさせていただいているわけです。

長瀬 改めまして説明させていただきます。

この調査だけでは、全ての情報を入手することは不可能ですので、この調査だけではドラフトファイナルレポートについては改めて助言委員会に諮るということとはございません。ただし、この事業を本当に事業化する際には、別途補完調査を打ちますので、その段階で、合わせ技でドラフトファイナルレポートをまたつくりますので、その段階で助言をいただくという形になります。

作本副委員長 作本です。

今の松本委員の質問にもちょっと似ているのですけれども、やはりこの事業の必要性というところ、私、また戻ってしまうのです。田辺委員のこの3番目の指摘というのは極めてもっともであって、このような既にある空港が使えるのか、使えないのか。補修で、あるいは改修によって十分使えるものならば、新しい空港をつくる必要、今はないのではないかとというような考えが、当然、出てくるわけです。

そういう意味でこの既存空港の活用とか、これの改善ということ、代替案の一つとして検討しないまま、新しい案だけを比べるという、こういう作業というのはあるのかな。私自身、昔、このJICAの事業の中で、ラテンアメリカで空港をつくりたい、本当に必要なのですかというところがずっと議論になりまして、滑走路の距離が500メートル、短いのだと。それをさらに突き詰めていったら、管制塔の機能が低いのだとかいろいろ出まして、最後は1年後かそれ以上たったころですけれども、相手国の大統領から、やはりこの事業は将来的にはやるかもしれないけれども、今は必要ないと、そこまでお金を使ってまでやるべき必要性は低いということで、返答をJICA宛てにいただいたことがあるのですけれども、そういう意味合いで、やはりこの現在ある空港をできるだけ改善して使うということが、これだけの計画性とか、あるいは自然、生態系への影響を含めて、もう一回戻ることになるかもわかりませんが、検討が必要なのではないかと思います。

今、長瀬さんがおっしゃられたような、いわゆる事業を発掘するというような意味合いでしたら、それは、私はわかるのですけれども、やはりかなり環境への影響が大であるし、これだけ膨大な施設をつくる時には、本当に必要なのかというところの原点に、計画を含めて遡っていただきたいと思います。

折田 ワーキンググループではご説明させていただいたのですけれども、アーメダバード空港の需要予測をしますと、近々、事業自体が、かなりキャパがオーバーしてしまうというような現状にありまして、一方拡張できるのかといいますと、大体3,000から4,000世帯ぐらいの住民移転を行わないと拡張ができないといったような過密化が進んでいるような状況にありまして、こういった案を検討しているということだけは、一応補足をさせていただきます。

いずれにしても、助言をいただいておりますので、需要予測の精査を含めて、今後また改めてやっていくという予定です。

作本副委員長 わかりました。できるだけ慎重な対応でよろしくお願いします。

田中副委員長 どうぞ、二宮委員。

二宮委員 すみません、1番の助言について確認をさせていただきます。

CRZというエリアというか、ゾーンについてですけれども、ここはガイドラインが定めている自然保護のために特に指定した地域であるのかというふうな認識で、議論がされたのかどうかということです。

その上で、この中長期計画におけるCRZの位置づけということですから、中長期計画があるということなのだろうと思うのですが、そこにおいて、このCRZ内でも開発を行っていいということが位置づけられていて、そうであるならば、どういうふうに環境に配慮して行うのかという点について確認しなさいという意味であるのか。あるいは、ここで本来開発していいものなのかどうなのかという、このJICAのガイドラインに抵触しないのかどうかということも含めて確認をしてください、もう一度、そう

いう議論も含んだ形で確認をなさいたいということなのか、その辺について確認させてください。

田中副委員長 いかがでしょう。

早瀬委員 このCoastal Regulation Zoneというのは、海岸域での災害からの住民の安全確保、そればかりではなく、海岸域の特殊な環境の保全ということ、双方を狙ったものだというふうに報告を受けております。

それで、飛行場の建設予定地はこのCRZを含みません。建設予定地の下流というのでしょうか、海岸側にこのCRZがあるということで、そのCRZに、間接的に水流の変化等が影響を与えるおそれがあるということで、それについて十分に配慮してほしいという趣旨の助言であります。

佐藤委員 追加です。今の主査のご指摘に加えて、このCRZにおいてまた別のプロジェクトとして、この淡水化の新しいプロジェクトが、今、動いているという状況がございます。生態的にも、非常に貴重な場所であるにもかかわらず、別の開発案件も動いているということで、この地域そのものが、非常にこのCRZというところが、環境保全的には重要であると言われているにもかかわらず、いろいろなプロジェクト、開発プロジェクトが動きつつあるということなので、この中長期の中で、ではこの地域というのは、一体どういうふうに長期的に位置づけられているかというのを確認していただきたいという、そういう意図です。石田委員、よろしいでしょうか。

石田委員 それと、これを地図で見るとCRZというのは、空港として用地買収がもう既に政府が用地を持っているところとCRZというのは、本当に隣接しているというか、もともとCoastal Regulation Zoneが先に引かれていて、引いていない側、引かれている線の内陸側を全部、空港用地として今回指定しているということなので、本当にお隣なのです。

ですので、お隣だからいきなり沿岸域の機能が消えるわけでもないということで、その関連性についてはもう少しきちんと確認していただきたい。そういう記述が一切なかったのも、やはり生態系だとか環境保全に関する、環境保全議論、私なんか環境保全機能が一番気になる場所ですけれども、そういうところの関連をきちんと確認して書いていただきたいという趣旨でもあります。

田中副委員長 二宮委員、よろしいですか。ご質問の趣旨はクリアになりましたか。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは助言案としてはこの文案で異論がないということでございますので、確定とさせていただきたいと思っております。

それではどうもありがとうございました。

さて、助言5件について審議、それから確定をしてまいりました。

少しお休みしますか。それでは、休憩を10分ほどということで、4時20分から再開でお願いしたいと思います。それでは10分間の休憩です。

午後4時09分休憩

午後4時19分再開

作本副委員長 それでは後半のほうにこれから入らせていただきます。

後半はこのガイドライン関連で見直しワーキンググループをつくっているわけでありまして、それぞれのワーキンググループの報告を中心に進めていきたいと思っております。ただ、件数が多くて、4番から9番までのテーマを今日は取り上げるということで、極めて多岐な、しかも底の深いというか、議論の深いテーマがずっと並んでおります。

進め方ですけれども、まず事務局のほうからそれぞれ概要を説明していただいて、その後、それぞれ担当した主査、あるいは参加された委員の方からコメント等意見交換を行うということで、一つずつ進めていきたいと思っております。数が六つありますので、さほどの時間を割くことができませんけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、このワーキンググループの見直しというのは、ご存じのように松下全体主査のもとに、私と松本委員が協力するというので、順番にまとめ役を担当させていただいて、一つずつ進めてきたものです。

今日は、もう既に三つ目まで終わっていますから、四つ目が最初ということで始めたいと思っております。四つ目を担当されたのは松下全体主査ということで……まず事務局ですね。よろしくお願ひいたします。

柿岡 それでは第4回運用見直しのワーキンググループについてご説明申し上げます。

こちらは10月20日にワーキンググループを実施いたしまして、前回の第54回全体会で、1回目の報告をさせていただいた経緯がございます。その全体会合での報告の後のご議論いただいた結果を踏まえまして、引き続きメールによる審議を行いました。今回、修正版ということで、ワーキンググループ結果の案を提出させていただきます。

お手元の資料に見え消しのついているものと、それから溶け込んだもの、この2種類がございます。第4回ワーキンググループは社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議というサブテーマと、もう一つ気候変動の取り扱いと二つございますので、こちらについて見え消し版とそれから溶け込み版、二つご準備しております。

まず社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議のほうですけれども、前回、全体会合でご報告した内容は、FAQが三つ、それから主要な提言という構成でしたが、それを前回のご議論を踏まえまして、まずFAQにつきましては、二つに整理いたしました。

その上で、FAQは三つありましたが、三つ目は文字の微修正ということもございまして、この既存のFAQがわかりにくいということも踏まえ、従来のFAQ七つも加えまして、参考としてFAQ全てを載せてございます。微修正したもの、それから変更なしのもの、それから今回既存のFAQを見直したものを、それをまとめて参考として記載させていただきました。

FAQの に戻りますが、こちらは、ステークホルダー協議の計画・実施の際にどのような人々を社会的弱者としてみなし、配慮を行うべきとJICAは考えているのかということで、特にどのような人々というところに着目し、整理を行ったものであります。

それからFAQ につきましては、ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点ということで、特にこの協議の留意すべきことに着目して整理したものです。あわせて社会的弱者への配慮も含むということで、FAQの回答のほうにこの特に留意すべき項目ということを記載させていただいております。

社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議についてのご説明は、以上となります。引き続きまして、気候変動のほうに移らせていただきます。

こちらはFAQが四つございました。前回の全体会合でご説明申し上げたのはFAQが四つございましたが、FAQの と につきましては、全体会合でご議論いただいた結果を踏まえまして、修正し、その内容についてメール審議で調整させていただいた経緯がございます。

また、FAQ は変更しておりませんが、FAQ につきましては、FAQ の回答と類似しているということもございましたので、FAQ を と統合した形で、最終的にFAQは と3種類に整理させていただきました。

あわせて主要な提言につきましても、言葉の微修正を行っております。

前回の全体会合からの修正点を中心に、事務局からのご説明は以上となりますが、松本副主査のほうで何か補足等があれば、よろしく願いいたします。

松本委員 ありがとうございます。

今回の場合、一度全体会合で議論していただいておりますので、メール審議も助言委員全員に回っていたかというふうに思います。とはいいまして、この運用見直しのメール、非常に多いですし、タイトルがとても似ているので、混乱された可能性もありますので、改めて確認をさせていただきます。

社会的弱者に配慮したステークホルダー協議については、特に指摘されたのが、まず と について、両方ともその文言の重複があるということがありまして、事務局側の整理の仕方としては、FAQ で社会的弱者というのはどういう人たちであるかということで整理され、FAQ では、ステークホルダー協議の際での留意点を書き、という、そういう整理の仕方をしているということでもあります。

さらにFAQ については、並びがわかりにくいというところから、そこを少しいじった上で、あと、その社会的弱者特有の配慮は何かという原嶋委員のご指摘もありまして、そこが「なお」以下で書いてある。もちろん、ページをめくった「なお」以下ということになると思うのですが、基本的にはステークホルダーですので、同じような対応といえば同じような対応ですけれども、そこに、特に社会的弱者という言葉を使って、そのように書かれている。こういうような整理の仕方を社会的弱者への配慮

についてはなされているというふうに理解し、一応メール審議の中で出された意見としましては、谷本委員のほうから表記上、ガイドラインの引用に、かぎ括弧に最後、丸がついている。普通、引用であればこれはないのではないかという、表記上のご指摘をいただきましたが、これはJICAに最後は委ねたいというふうに思いますが、それ以外については、特にご意見はなかったというふうに理解しております。

それが社会的弱者についてです。

そして二つ目、非常に議論が多かった気候変動の扱いについてであります。これについては、緩和策であるとか、あるいは適応であるとか、それを前面に出す書き方をまずしていない。それをするのは適当ではないという点、それからやはりJICAとして現在、プロジェクトベースで一体どのぐらい温室効果ガスを出しているのか、そういうことについては、現在のところできていないということをFAQの中で書いた上で、それは将来的な課題であるという書き方で、そこは表したということかと思えます。FAQ についてはそういうことであって、これは将来的な課題であるということを明記した。

FAQ については、これはプロジェクト自体が気候変動によって影響を受ける、それをどう防ぐかという問題と、そもそも気候変動への適応に対するプロジェクトが混同しているという、そういう指摘がメール審議の中で日比委員のほうからもありまして、FAQ の書きぶりとしては、そこを明確に気候変動に対する耐久性の確保という言葉にして、表現したということであります。

これについてはメール審議の中で、今、申し上げたような点が日比委員から出されてきて、それに対してJICA事務局のほうでもう一度案文を考えていただき、今、このような文章になっている。これについては、特段その後、ご意見をいただいていたという現状であります。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは今、一度全体会合で議論された内容について、この修正等を加えたという文言でありますけれども、いかがでしょうか。委員のほうから、もしご意見等あれば、佐藤さん、どうぞ。

佐藤委員 佐藤です。

この社会的弱者に配慮したステークホルダー会議のほうについての一点、コメントです。

この会議のときに、ちょうど私も都合が取れず出席ができず、大変申しわけございませんでした。

一点だけ、この問1の中に、季節労働者というのを一つ入れてもいいのかなと思っております。季節的にそこで農業・漁業なりに従事するような人たちがいて、例えば乾季になってしまうと、また移動してしまうような人たちに対しても、ある程度こうい

う便益を受ける権利はあるのかなと思います。ご意見をいただければと思います。

作本副委員長 ほかの方で、別な質問でも構いません、ありますか。ではとりあえず二つまず、どうぞ。

原嶋委員 丁寧にまとめていただいてどうもありがとうございました。

一点だけ、言葉で「プロジェクト」という言葉と「事業」という言葉というのは、どういうふうに使分けをされているのか、そこだけ念のために確認させていただきたいと思います。

作本副委員長 ありがとうございます。それではとりあえず今の二つのご質問について、事務局の側からいかがでしょうか。

松本委員 ちなみに、季節労働者の点についてであります。それは多分、これまでの助言のやりとりの中でも、そういうある種、正規の雇用ではない状態の人たちに対しての配慮というのは、実際やっているかというふうに思いますので、例えば要素ですか、このFAQ 中の要素の括弧の中に、どういう文言がいいのかわかりませんが、つまり季節労働者のような不安定な労働条件にある人というのが、季節労働以外にもあり得るという可能性を考えた場合に、恐らくそういうのをもう少し広くとった用語のほうがいいのかなというふうにも今、と思いますが、何かそういう言葉を考えて入れるということはあるかなと思います。

ちょっと考えてみたいと思いますが、プロジェクトと事業についてJICAのほうで、ガイドライン上の定義と同じかどうかということも含めてなのですが、協力事業という言葉とプロジェクトというのを分けていたりしますが、このあたりJICAのほうの書きぶりのときに意識されていたかどうかというのはお願いできますか。

柿岡 ご指摘ありがとうございます。

今、松本副主査からご指摘いただいたとおり、JICAのガイドラインにある定義、協力事業及びプロジェクト、こちらについては定義がございますので、これに準じた整理をしたつもりではあります。ただ、もし過去に設定されたFAQを含めて、一通りこういったものが混在しているのではないかとご指摘があれば、もう一度確認する必要があるかと思っておりますが、ご質問の回答としては、協力事業とプロジェクトというのは、こちらでは定義を準用する形で意識したつもりではあります。

松本委員 佐藤委員ご指摘のところですが、例えば職業の特性というようなことではいかがでしょうか。例えば、都市に出稼ぎに来ている人というようなこともあり得ると思いますし、そういうことを含めた場合に、職業の特性によって社会的弱者にもなり得るというような、例えば括弧の中に。そのような書きぶりというのは、例えば一案としてはいかがでしょうか。

佐藤委員 まさに松本委員のご指摘のほうがよろしいかなと思うのです。より広く捉えるということですね。よろしく願いいたします。

作本副委員長 ありがとうございます。

今、松本委員と佐藤委員の間での話、ガイドラインでは極めて限定的に書いてあるのですが、これをJICAさんのほうで、むしろ社会的弱者というものを広げて考えるべきであるということで、例示をここで行ってくれているわけなのです。

ということで今の用語の点もあるでしょうけれども、労働者の用語、あるいは前にここで議論したような遊牧民ですか、こういうようなことも弱者と言えるかどうかわかりませんが、対象になるのではないかと思います。

もし何かここで用語として追加できるのならば、お二方の委員の考え方を反映していただくということでもよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。考え方、ありますでしょうか。

柿岡 もともとワーキンググループの中でも世銀、ADB、IFCのセーフガード・ポリシーを参照しながら、案件によって柔軟に解釈する必要があるということでご説明を申し上げたつもりではありますし、これに限定するのではないということ、今のFAQの回答案でも記載させていただいていることでもあります。

また、ワーキンググループの資料の中でもありますけれども、今回の資料の中にも、経済的に不利な状況といったものでも読み込める可能性もあるかと思いますが、もしこの全体会合の中で、そういったことを注記したほうが、より特出ししたほうがよろしいということであれば、それを否定するものではないかなと思っております。

作本副委員長 いかがでしょうか、佐藤委員。例示を増やすかどうかという。

佐藤委員 ありがとうございます。例示を増やせばいいというものではないということも、私は重々わかってはいるのですが、やはりその職業的な特徴に応じて被害をこうむる人というのは十分あり得るのかなと。経済的に不利な状況と言ったときに、例えばここに遊牧民であったり、季節労働というような概念がここに十分反映し得るのかというのはどうなのかなと思っております。

職業上……何か適切な言葉が入らないですかね。職業的特徴を持っているような。季節労働者であったり遊牧民であったりというようなもの、あとはまちへの出稼ぎですよね。要は例えばステークホルダー会議は開催されたとしても、そこにいない状況があるということです。その場所に、そのときにステークホルダーの会議を開催したとしても、この情報が十分に伝わらなかったり、簡単に言えば「そういう話を聞いていないよ」というようなことが、時期が経ったときに知るということも十分あり得るので、できればこの時間軸を踏まえたときに、この職業上の特性のある人たちに対しても加えていただければと思います。適切な言葉に関しては、私ももう少し考える必要があるのかなと思っております。

松本委員、何か適切な言葉というのは、職業……

松本委員 職業の特性、もしくは生計手段の特性だというふうに思います。職業という言葉、occupationという言葉から、遊牧民という言葉や焼き畑民という言葉が想像できなければ、恐らく生計手段の特性ということになるかというふうに思いますけ

れども。

佐藤委員 私もそっち、生計手段の特性に配慮するということですね。

作本副委員長 生計手段の特性を配慮してというような、そのような内容を追加するということは可能でしょうか、JICAさん。

柿岡 確認ですけれども、要素の一部として生計手段を追記するという事によろしかったでしょうか。

作本副委員長 要素というか共通点を抽象化すると、今の生計上のという表現になるかというふうに考えたわけです。

柿岡 繰り返しとなりますけれども、この回答FAQ の回答で、真ん中くらいにあるかと思えます、さらに、国や地域によっては、ステータス、括弧があります。その次に要素、括弧がありますけれども、この要素、括弧の中に生計手段というのを追記するという事で、特に順番等なければ「特有な自然資源等への依存、生計手段等」という挿入でよろしいでしょうか。

佐藤委員 はい、よろしく願いいたします。

柿岡 ではその追記ということによろしかったでしょうか。よろしければ。

作本副委員長 ほかの方でご意見あるいはコメントがあればどうぞ。よろしいですか。特にないようでしたら、時間の関係もありますから、この助言、第4回目のこのテーマについてはこれで終わりということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは5のほうに移りたいと思います。5番目は、戦略アセスとJICAのいわゆるマスタープランの関係、あるいはベースラインデータ、スコーピングフォーマット、データの信頼性、こういうようなテーマでありますけれども、こちらについてまず事務局からお願いいたします。

柿岡 それでは第5回ワーキンググループのほうに進めさせていただきたいと思いません。

こちらは、二つのテーマ、またサブピックがございまして、11月14日に作本副査に全体を取りまとめていただきまして、塩田委員、柴田委員、清水谷委員、田中委員、谷本委員、二宮委員、日比委員、松下委員、柳委員、計10名で3時間半にわたってご議論いただいております。

二つトピックがあるうちの上位計画についての環境社会配慮につきましては、既存のFAQの見直しというところを整理いたしました。戦略的環境アセスメントを適用するとありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですかという問いに対しまして、回答は、協力準備調査のうち、セクターや地域の協力プログラム形成や事業段階より上位の調査が含まれる場合、及び開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用します。具体的には、初期環境調査(IEE)レベルで、政策や計画の内容の検討、スコーピング、ベースラインとなる環境

社会の状況の確認、影響の予測と評価、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、緩和策の検討、情報公開やステークホルダー協議への支援などの取り組みを行います。ということで、既存のFAQでわかりにくい用語、言葉の解釈を整理したという内容になります。

その下、1.2、主要な提言ですけれども、3点ほど大きな提言がなされました。SEA段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後、検討していく必要がある。

2点目は、SEA段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでのEIAを実施するよう留意すべきであるということ。これはティアリングという先行評価の活用ということを意識した上での提言となります。

3点目はJICAガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。という提言となります。

続きまして裏になりますが、二つ目のサブトピック、ベースラインデータの取り扱い・スコーピングフォーマットについて・データの信頼性の確保につきましては、FAQは作成されませんが、別紙となりますけれども、スコーピングマトリックス作成の考え方を整理しております。

これに基づきまして、スコーピング内容の実施及び確認を行うということでご議論いただきました。別紙については、別のパワーポイントの資料が配付されているかと思えますけれども、一部を抜粋するような表になっておりますけれども、スコーピングマトリックス作成の考え方を、以下のとおり整理する。その際は、「現状」を影響評価の基準点とし、「現状」即ち影響発生前と「プロジェクトの実施」（影響発生後）を比較する。ということで、考え方を整理いたしております。

評価としては工事中、供用時で評価いたしますけれども、工事中に発生する影響は「工事中」で、供用時に発生する影響は「供用時」の欄で評価する。ただし、住民移転のように、工事前に発生する影響については「工事中」の欄で評価するとともに、「評価理由」の欄でその旨、注記する。また、工事中に発生して供用後も影響が長く続くような場合はその旨、評価理由に追記する。ということに記載しています。

また、既存施設の解体・廃棄が事業に含まれる場合は、「工事中」の欄で想定される影響を評価する。ということで、こちらもできるだけ網羅的に注記できるように示しております。

影響項目につきましては、ガイドラインの別紙5を基本的には考えていきますので、これは各セクターやプロジェクトの特性を踏まえて、項目が変わっていくこととなります。

評価例につきましては、ABCDと、これも、今、活用しているものとほぼ同様の考え方と思えますけれども、緩和策の実施を前提としない評価をするということで整理いたしました。

こちらが別紙のご説明となります。

別紙の前の提言に戻ります。主要な提言につきましては一点ございまして、スコーピングにおいて気候変動（GHG排出）については、JICAの気候変動対策支援ツール／緩和策等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により影響を判断している。しかし、気候変動（GHG排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断するよう統一するべき。という提言をいただいております。

第5回については以上となりますけれども、作本副主査のほうで補足があれば、お願いいたします。

作本副委員長 ありがとうございます。

私は、次は、第5番目のこのまとめ役ということでご紹介させていただきます。

今、お話しあったとおり、まず冒頭の上位計画のところではJICAさん、マスタープランを皆様方ご存じのようにこれを使っておられるわけではありますが、ほかの世銀等の国際機関では、もちろん戦略アセス、SEAを前提にして、より早い段階でアセスを行うという、こういう考え方をある意味では共通して採用しているというか、そういう考え方に立っているわけであります。

ではJICAさん、このSEAとマスタープランの関係、どういうふうに考えているのですかということで、私どもが読んだところで、なかなかわかりづらかったということがありますので、SEAの関連項目、いわゆる業務指示書という中で、マスタープラン調査を行うということをやっている。これは個別具体の案件について、こういう取り組みでずっとやっているとということで、私どもこれを評価するというのにいたしました。

言いかえるとSEAのプロセスというものをほかでやっていますけれども、これをマスタープラン調査の中に埋め込むことで、個別案件に対応してきたと言えるのではないかと思います。これがJICAのやり方であるというふうに理解したわけであります。

そういうことで、FAQの中の文言がわかりづらかったのです。これをここに書いてありますように、マスタープラン調査において、SEAを適用するというようなことで、わかりやすくというか、理解しやすく表現を改めていただくことにいたしました。

SEAプロセスに、具体的にどういう調査項目を要求するのかということについては、ワーキンググループで配られた資料15ページになるのですが、そこで詳細に列記されております。

これが一つ目で、次がIEEという、ローマ字で、初期調査と我々が呼んでいるようなデータなのですが、訳語がなかったということで、これ、どのような中身を意味するのかということ議論いたしました。SEAの実施関連でIEE調査に含まれるべき内容というのを、改めてみんなで議論して、ゼロ・オプションを含む代替案検討というようなこととか、あるいは情報公開やステークホルダー協議の支援、こういうようなこと

を文言として追加して、内容を検討したということがあります。

次に代替案でありますけれども、もう既に今、事務局からも説明がありましたけれども、比較の方法、比較の場面、環境面、社会面、経済面、この三つの側面は落とせないなということで、整理しながら代替案の検討のあり方について、議論を交わしたということがあります。これに伴って、ここでの字句の修正等というか、そういうことを行っていただきました。

あと、ベースラインデータ、これについてはFAQも先ほどご紹介あったように、ないわけでありますけれども、データの信頼性を高めるように、みんなで努めていこうというようなことで、話がありました。

以上です。

それでは、今、事務局のほうと私のほうからご紹介をさせていただいたのですけれども、何かご質問とかコメントがあればお願いします。早瀬委員。

早瀬委員 温暖化のほうは、まだ後ですか、気候変動のほうは。今、SEAのほうだけで。

作本副委員長 はい。

早瀬委員 では後にします。

作本副委員長 温暖化は、たしか別のところですよ。

柿岡 気候変動については、先ほど第4回で終わった内容かと思うのですけれども。

早瀬委員 今、裏のページのところでベースラインデータの取り扱いがあったので。

柿岡 ベースラインデータの取り扱いの観点でいきますと、今の議論だと思いますが。

作本副委員長 わかりました。気候変動のところ、配られた資料の2ページ目ですね。ここで気候変動という言葉でもってGHG、greenhouse gasですか、これを表記しようというようなことを議論いたしましたし、あるいは他のここに書かれておりましたけれども、事務局からの紹介があったように、他の影響項目同様、現状を基準点とする、このあたりの議論を重ねたような記憶を持っております。

早瀬委員 そうしたら、今、配られた資料の裏のほうのベースラインデータの取り扱い・スコーピングフォーマットについて・データの信頼性の確保のところ、2.2の主要な提言の中で一つ紹介されているところで、ベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により影響を判断している。気候変動についても同様にやるのですが、ベースラインの考え方として、現状を基準点とすると書かれてあります。

一方、先ほどいただいた資料のFAQの2のところでは、ちょっと表現が違うのですけれども、つまりその傾向を考慮したベースラインシナリオを設定しますというふうに書かれていました。この二つについては、どちらをよしとすればいいのかというのが質問なのです。

それで、なぜこんなことを言うのかというのは、念頭にあるのは、いつも議論にな

るのは、道路の建設のときの気候変動に対する評価が、道路をつくることによってプラスになるという評価を、ベースラインのとり方によってプラスになるという評価になったり、あるいは道路をつくることはマイナスであるという評価になったりということで、いつも議論になっているのですけれども、このベースラインのとり方のシナリオをどちらにするのかというのは、一つ大きな論点だったと思うのですけれども、そこがちょっと曖昧なものですから、質問させてもらいました。

作本副委員長 今のご質問は、かなり重要な点であると思います。

ベースラインのシナリオというのは、4番目のほうでかなり集中して議論していたと思います。ここでJICAのこの測定の方法をどうするのかと、どのように反映するのかという議論をやったのですが、それはむしろ4番目のほうで、5番目のこちらのほうのワーキンググループでは、これを受けたような形で、ただそこに若干の理解の違いみたいなのが出てくることはあまり考えてもいなかったのですけれども、もしご指摘、今のようなことがあれば、考えてみたいと思いますが。

田中副委員長 私もこの第5回のこのワーキングの検討の際に、ベースラインのことは申し上げました。早瀬委員と同じような問題関心で、いろいろなキーワードが出てきまして、BAUであるとかゼロ・オプションとか、だから何をもちってベースラインとするかというのをきっちり定義したほうがいいというのは、私も賛成です。

したがって、主要な提言というところに、実はそのことが書かれていないのが、私としてはやや気になります。何をもちってこの主要な提言にしているのかということに関心がありまして、このことは第5回ワーキングでは重要な論点になっていたと思いますし、そのベースラインというものをどう考えるのだと。つまり何も事業をしないままのもの、例えば10年後にこのまま道路を建設しない場合どうなるかと、それをひとまずベースラインと置こうと考えましょう、そういうふうと呼ぶことにしましょうということであれば、それはそれでそういう概念とキーワードでセットにして用いればいいということなので、そういう整理をしておいたほうがいいと思うのです、JICAとして。

ですから、まさに第4回のワーキングであるようなところと、よく整合を図った上でJICAとして、ベースラインというのはどういう考えだということ整理しておいたほうがいいのではないのでしょうか。当日、私の記憶ではBAUとかいう議論もあったと思うのです。ですから、BAUとベースラインって違うのか同じなのか、そういうことも含めて整理したらどうでしょうか。

柿岡 ご指摘ありがとうございます。

気候変動のFAQ、先ほど確認させていただきました第4回の資料のFAQの環境社会配慮、気候変動の取り扱いの、こちらが基本的な考え方を示しております。そのため、まずこちらをご理解いただく必要があるかと思っております。原則として何がベースラインなのかということ、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量

をベースラインとして評価します。こちらになります。気候変動の開始の緩和効果に対する比較という観点でいきますと。

ですので、まずこれがベースですので、BAUというもまた、そのBAUの定義がいろいろとありましたので、それを事業が実施せず現在の傾向を継続した場合の排出量というのを、BAUのよりわかりやすい説明として、ここに示しています。

日比委員 ちょっと補足の説明を、私の理解ということでさせていただきます。

この第4回の気候変動の中で議論して、かつ、ここのFAQの2で書かれていることと、第5回のこのベースラインデータの取り扱いの中で議論されている気候変動のGHG排出ベースラインって、これは別のものが議論されているというふうに理解しています。

これはこの気候変動の第4回のほうでもかなり議論させていただいたのですけれども、もともとのFAQの内容というのは、特に回答のほうは、あくまでJICAさんのプロジェクトの緩和プロジェクトの緩和効果をはかる際のベースラインというのが、このFAQの2番に書かれていて、それはプロジェクトの気候変動影響とは必ずしも同じものではない。気候変動への影響というものを見るには、これはほかの環境影響を見る場合と同様に、現状と比較する必要があるのではないかというのが、この第5回のほうでの議論のこの主な提言というところに含まれているというふうに考えています。

この第4回のほうでは、緩和効果ももちろんプラスの効果というのを見ていくのも重要なものだけれども、そもそもJICA事業がどれだけの影響、どれだけの排出をしているのかということ、増えたか減ったかというのは別にして、そもそもどれだけ出しているのかということのをしっかり把握する必要があるのではないかということは、多分この主要な提言の中にも出てきているかと思います。

その主要な提言の中では、ベースラインという言葉では書かれていないかもしれないですけれども、その同じ考え方が第5回のベースラインのところに記述されているというふうに私は理解しております。

早瀬委員 今、お二人の方からご説明いただいたのでよくわかりました。それでそうなってくると、緩和効果の際には、Business as usualですよと、基本的には。しかし、スコーピングの際のベースラインとしては現状ですよと、これはCO₂に関しても一緒ですよということについては、もう少しはっきりした形で残したほうがいいような気がするのですけれども、非常にわかりやすい説明をありがとうございました。

柿岡 事務局では、FAQとして明確化すること、それから提言としていただくことということで整理して、今のワーキンググループの結果をまとめさせていただいてるつもりでございます。そのため、提言をいただいて、これを将来的な検討課題として把握しているということでまとめさせていただいております。

平山委員 もう一件お聞きしてみたいのですが、データの信頼性の確保についてという点なのですけれども、私、出席しておりませんので、どのような議論が行われたかというのがわからないのですけれども、私は、これは非常に地味ではあるけれども、

いろいろな報告書をつくったり、分析をしたりするときの基本中の基本だと思うのです。私の経験では、特に途上国でのデータの取得というのは、かなり満足のいくレベルの達しているものがないというのが実態ではないかというふうに、私は感じておりまして、最近では違うということなのかもしれませんけれども、このデータの信頼性の確保について、途上国で特に事業をする場合に、どのようにしてこの全ての議論、報告書の根底となるデータをきちんとしたもので、引用がほかの文献でもできるレベルの内容のものにしていくかという、そういうことについて、そもそもFAQも作りませんというお話でしたけれども、この点に関するご説明がなかったので、どのようなことが行われて、それから、これからの事業について、どのような変更が加えられていくのかということを知らせていただければと思うのです。

作本副委員長 ありがとうございます。

私もワーキンググループで配られた資料の中には、3ページから成るいわゆるデータの信頼性確保という、こういうのが配られております。ここではデータの信頼性の確保は環境社会配慮ガイドラインに限る話題ではないものの、現時点のJICAの取り組みを整理するというような形で、姿勢、スタンスとしては極めて前向きでありますし、正しいデータを、やはり話した内容からいきますと、JICAのこれまで蓄積を踏まえて判断しながらいきたいというようなことがあります。

ただ、今、内容としては、データそのものが合っている、間違っているということと、著作権違反の問題と両方あります。著作権違反のほうは問題がある、法律違反で問題があるかと思えますけれども、データそのものの精度、信頼を高めていくということについては、JICAコンサルタントに対して次のような点で働きかけていくということで、これまでの実績、経験、技術、こういうようなものを委託する段階で確認しながらいく、あるいはISOの認証と、こういうような資格を持っている人たちをできるだけ優先させるとか、あるいは契約品質管理、こういうようなところにも目を配るというようなことを、数点、JICAさんから指摘を受けております。

平山委員 私の経験では、それでうまくいくというふうに感じられたことがないので、これまでの経験等を踏まえて対応するとこう言われても、それではうまくいかないのではないのでしょうかと、別にいいデータが集まらないのではないのでしょうかという気が私はしております。

それで、真正面から言えば、例えばコンサル等に調査を委託する場合には、重要な項目についての監視測定の特任家を入れるとか、そのぐらいのことはおやりにならないと、後になって「いや、これは現地委託をしまして、ISOに認証された人に現地委託をしたので大丈夫だと思ったのですけれども、そんなに違うものですかね」という、そういうふうな話が下手すると出てくるのではないかという懸念を私は持っています。

そのところについての回答にはなっていないような気が、私はしまして、これは

JICAの事業全体を、事業の信用性をひっくり返しかねないような、何かそういうポイントを含んでいる、地味ではありますが、そのような論点であると思うので、もう少し慎重にお取り扱いになったほうがいいのではないかと、私もその検討をするときに出ていって言えばよかったのかなとは思いますが、そういう懸念を感じております。

作本副委員長 私もこれまで途上国の仕事を関係でやってきたのですが、どうもデータがいろいろ出てきて、本当に正しいものかどうか分からない。すり合わせても分からない、そういうようなことを今まで繰り返しております。あるいは、どの資料が一番の原典なのかということも分からないまま、複数を並べて、ちょうど共通項のようなもののデータを持ってきて整理するようなことを今までやってきたので、今、恥ずかしいところを指摘されたような気もいたします。

一人の研究分野だったら構わないのですが、やはり一つの組織としてそういうデータをきちんと正しく客観的なものを整備していかなければいけない、取り上げていかなければいけないというときには、今の平山委員のおっしゃることはまことにもっともではないかと思えます。

ただ、やはりここにはJICAさんが当日話されたことで、難しい、かつJICAはただこれを経験、蓄積に期待したいというようなことを、当日、話されているのですけれども、なかなかこれが絵物語にならないように、みんなでこういう場を通してやっていくしかないのかなという気がいたしますが、もし何か平山委員、さらにコメントがあればお願いします。

平山委員 何度も申し上げましたので、結構です。

田辺委員 先ほどの日比さんの論点に戻ってもいいですか。

作本副委員長 どうぞ。

田辺委員 日比さんの整理でようやく理解できたのですが、とすると、この第4回のFAQの問いというのは、これは修正する必要があるかなと思っていて、というのはこの第4回のFAQ は、環境社会配慮のスコーピング時というふうに書かれているので、これは恐らく日比さんの定義で緩和策プロジェクトにおいては、というような変更が必要なのかなと思えます。

松本委員 今の点ですが、私もちょっと気になって議事録をチェックしたのですが、基本的にはスコーピングの原則としては、第4回もベースラインであるということです。ただし、この議論が収束したのは、しかし、全て必ずそうであるというわけではない。つまり、この第4回のFAQ でいくと、「また」のところに、それ以外、つまりBAU以外の可能性を秘めているというのが、第4回の取りまとめの結論です。

田中副委員長 仮にこの第4回のFAQの のところを、これを生かして原則として、ということですね。現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインとする、これはこう呼ぶならこういう形でいいと思うのです。むしろ、そうだとすれば、逆に第5

回のワーキングの、ここにベースラインというのを設定し、とかいうのが気になるところで、ここは、しかし気候変動についても他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断するようにすべきと、この話は、ベースラインとの比較によりという、これを受けているのかどうかですね。だから、ここを明確にするならば、つまり基づいて現状値を把握して、その現状値とそれから将来、プロジェクトを実施した段階での排出量ですか。そこと相互の判断をするというのは、それはそれであり得ると思うのです。ですからベースラインとは、あくまでBAUで伸ばしていくことをベースラインと呼ぶ。どれだけ、緩和策を講じることで影響が出るかということは、現状値と将来のそのプロジェクト実施時との比較もあれば、場合によっては伸ばしていったベースライン上の上での相互の比較もあり得ると、両方ある。そういうことを含意にさせたほうがよろしいのではないかというふうに思うのです。

ですから、こちらのところをむしろ修正したほうが、私は田辺委員のおっしゃることもわかるし、こちらのFAQを生かした上で、第5回の裏側のほうを整理しておいたほうがいいのではないかなと、考えた次第です。

作本副委員長 ありがとうございます。

今のようなご意見を踏まえると、この最後のあたりの文章、現状と将来の数値を比較してというような、補強することでベースラインの居場所がわかる。このあたりいかがでしょうね。もし文言で。

田中副委員長 これ、いいですか、柿岡さん。今のご指摘の第5回の裏側の2ページ目の、そのベースラインとの比較って、「そのベースライン」というのは、BAUで、現在の傾向が継続した場合の排出量というのを指しているわけですね。そういう理解でよろしいわけですね。そうでなくて、「このベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により影響を判断している」と書いてある、これが現状値であれば、むしろこれはベースラインと使わないで、最初から現状の排出量を設定し、その現状の排出量との比較により影響を判断していると言ったほうが、より明解なのです。わざわざベースラインって書く必要がない。だから、意図としてこの文章はどういう意図でつくられたかということかと思えます。

作本副委員長 松下先生。

松下委員 私は記憶に頼っての発言になりますが、このときの議論は、「ベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により影響を判断している」これは先ほど出た第4回のFAQを受けた考え方です。「しかし」というのは、私の理解では、「しかし...統一すべき」ではちょっとこれは強い言い方かなという気がしていて、しかし、そういったベースラインとの比較における判断に加えて、現状を基準として現状と比べた評価もすべきであると、そういう趣旨でなかったかと思うのです。

ですから両方、ベースライン、あり得べき将来との比較における評価と、それから現状、現時点における評価と比べて事業をやった結果、どういう影響が出るかという

ことを評価すべきだという意見であったというふうに記憶しているのですが、これは日比委員だったですか、もともとご提案は。

日比委員 記憶をたどりながらで、今、この第5回のほうの裏のページの提言のところを改めて見直しますと、ここは私が提言した内容を文章にさせていただいているのですけれども、提言としては「しかし」以降のはずなのです。

前半というのは、現状こうなっていますという話なので、それは提言ではないのです、その部分は。私の意図としては、先ほど言いましたが、緩和効果を図るのと影響を評価するというのは、厳密には違う、別物の作業のはずであって、第4回のほうの議論ではそこが少し混同されていたと。現状では、緩和効果しかはかかっていない。それでは不十分であって、影響評価もすべきであり、そのためのベースラインの考え方というのを整理すべきであるというのが、この提言の中身でそのベースライン、その影響評価を判断する場合は、BAUよりは現状、ほかの環境影響をはかる場合と同様の考え方をすべきではないかということで、統一すべきであるという言葉が入っているということになります。落とすところがどこかよくわからないのですけれども。

田中副委員長 今、ご指摘の他の影響項目と同様に、現状を基点として影響を判断する場合もある、そうする方法もあり得るとか、そういう趣旨ですよね。ですから、ベースラインというのは、BAUのベースラインと比較する場合もあるし、現状の排出量と、将来プロジェクトを行った、with projectの場合の排出量との比較もあり得る。二つのケースがあり得るということをお知らせできるように書いたらいいのではないのでしょうか。

柿岡 今の田中副委員長の「統一すべき」というところを「場合もあり得る」という表現にするということによろしければ、そのような修正をさせていただきます。

日比委員 その文もそうなのですけれども、前の文章、この第5回の裏のページのところなのですけれども、今、最初にスコーピングにおいて気候変動云々かんぬんと、ベースラインとの比較により影響を判断している。しかし、となっているのですけれども、先ほど言いましたように、その前段は現状どうなっているかの説明なので、提言ではないのです、そこは。なので、それを生かすのであれば、「判断しているが、気候変動についても」と。先ほど副委員長から言っていたようなところにつながるというのが一つ。

それからその中で前段の部分で、ベースラインを設定し、そのベースラインにより影響を判断しているが、とあるのですけれども、これは先ほどの議論のところ、これは緩和効果を判断しているのです。そこが多分、そこまで私も見切れていなかったのですけれども、なので、これは影響ではなくて緩和効果を判断しているが、気候変動についても他の項目と同様、というふうにつながれば、多分、すっきりとするのかなと思います。

作本副委員長 今、日比委員からも意見が出ましたけれども、このあたりを検討し

ていただくということで、今日は文章を確定しなくてもいいですか。意見あるいは。

柿岡 では、末尾が中心になるかと思えますけれども、今のご意見を踏まえてメール審議で再確認させていただくということでよろしいでしょうか。それとも「場合もあり得る」という「が」と「場合もあり得る」であれば今この場で確定も可能でしょうか。

作本副委員長 松本委員、この関連ですか。ではすみません、ご意見を。

松本委員 恐らくここでつまずいたのは、第4回のFAQ があるということも含まれていると思うので、今後の見直し、ガイドラインの見直しなり運用の見直しの次の機会への申し送りをわかりやすくするためには、やはりこの項目の中に括弧づけでもいいのですが、この第4回のワーキンググループのFAQ についても、同様の提言であるということをお記しておいたほうが、混乱がない。

この委員が全員同じ状態で5年後いるというふうにも思えませんので、また誰か生き字引のような人が「5年前はね」みたいな話をしなければいけないというのは大変です。やはりそこに第4回のFAQ との関係を書いておいていただく。

なぜならば、第4回のワーキンググループのときにも、まさに今、日比委員の修正案と同じように、この緩和のところに準じてというふうに加治さんが説明しているのです。緩和のところでのベースラインに準じて、スコーピングでもこれを使っていますというふうにおっしゃっていますから、やはりその二つには関係性がある。でも、それは、今の日比委員のご指摘は、それは断ち切るべきであると、その関係性は。「だから」ではなくて、「であるが」である。FITではそう使っているが、スコーピングではそうすべきではないというご意見ですから、そこがわかるように、ここを書き残しておいていただくことが、次、5年後までの私たちの混乱を防ぐためには大事なので、第4回のFAQ と関連づけて書き記しておいていただきたいというふうに思います。

柿岡 では第4回のFAQ との関連性について注記、括弧書きで記してわかるようにしておくということも踏まえたいと思います。

作本副委員長 今の松本委員に大体入っているのではないかと思います。それも反映して、今のような表現でということ、落ちつくということ、よろしいでしょうか。

これはあくまで我々、次の世代への送り事項、申し送り事項でありますけれども、できるだけもう一回議論をゼロから繰り返すよりは効果的かと思いますので、よろしくお願いたします。

時間の配分がうまくいっていないのですけれども、ありますか。

田中副委員長 一点だけ、別の論点で。今、第5回に出たときにこの1枚目の紙のほう、1ページ目のほうですが、このときに議論したのが主要な提言で多分、これ、残しておいていただいたほうがいいと思うのは、予防原則というキーワードがどこかに使われていて、予防原則はどうも、たしか私の記憶では、つまり日本社会で使われている日本の環境政策上使われている、あるいはこれは世界の環境政策上もそうだと思う

のですが、理解されている予防原則とやや異なった使い方が、JICAの中、FAQだか何かの中に入っていたと思うのです。だからそのところをまさに忘備録的に予防原則については予防的措置に読みかえるとか、あるいは付記し直すとか、そういうことを残しておいていただいたらいかがでしょうか。

柿岡 ありがとうございます。

ワーキンググループのときの資料で、過去の「開発調査における環境社会配慮ガイドライン運用のための基礎研究（2004年）」、原科先生、村山先生、松本先生もかかわられた報告書を活用させていただきまして、その中の抜粋の中で、確かに予防原則という言葉がございました。

それを踏まえて、JICAの運用方針案に活用させていただいていたのですが、最終的にワーキンググループの中では、JICAの運用方針からその予防原則を含む不確実性の高い項目の取り扱いを削除すると整理いたしましたので、結果としてこの予防原則そのものを反映しないという整理としました。

田中副委員長 記憶が曖昧で申しわけありません。

作本副委員長 確かに私もそのように、予防原則はまだ時期尚早だというか、そこまで来ていないということで、用紙の中にも言葉はあらわれていないようです。ありがとうございます。

ほかにももうよろしいですか、この5番につきまして。

それでは時間の関係もあるのですが、6から9までこれからやっていけるのか、あるいは資料のないところを飛ばしていくのか、事務局のほうにご判断をお任せしたいと思います。

長瀬 6番、あと8番、9番については、いずれも現在メール審議を実行している途中のものでございます。なので、あまり詳しいご説明ができない状況でございます。もし可能であれば、それぞれ取りまとめている主査に、メール審議の途中経過だけを簡潔にご紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

作本副委員長 6番ですか。松下委員、よろしく申し上げます。

松下委員 第6回のワーキンググループは、自然保護地域に係る運用の問題ですが、これにつきましては、たくさん意見が出ておりまして、現在事務局でワーキンググループの意見の結果を取りまとめた案を作成中でありまして、したがってこれからメール審議に入りますので、今しばらく審議に時間がかかると、そういう状況でございます。

作本副委員長 よろしいでしょうか。進行状況をご紹介ください。

それでは次の7番目、また作本が担当させていただいたのですが、ここでは7番目で送電線、あと相手国の国内法とのガイドラインとの間のギャップの問題ですね、いわゆるギャップの問題、あとは災害・事故、これを取り上げたのは、ワーキンググループ七つ目であります。これについては資料が今、お手元にありますから、一緒に

見ていただければと思います。まず事務局のほうからよろしく申し上げます。

柿岡 第7回ワーキンググループ、今、ご紹介ありましたとおり、三つのサブトピックがございまして、12月5日にワーキンググループを開催させていただきました。作本副主査に取りまとめをお願いしておりまして、田中委員、谷本委員、二宮委員、松下委員、松本委員、計6名で実施した内容となります。

一つ目、送電線に係る電磁界の扱いにつきましては、FAQは作成いたしません、ワーキンググループでの議論を踏まえて、運用方針というものを整理いたしました。

その運用方針、三つございます。一つ目は、WHOのファクトシートによれば、送電線事業における低周波電磁界からの影響については、健康に支障がないレベルであることが確認されている。このWHOのファクトシートというのは、経産省、環境省を含めて、非常に一般的に活用、世界的にも活用されている資料であり、情報源となりますけれども、このWHOのファクトシートに基づいて確認されていることを踏まえております。

二つ目、低周波電磁界曝露の健康影響に関する科学的な動向は注視していく必要があるものの、現時点では、送電線事業において低周波電磁界からの影響を、環境社会配慮の項目として追加することは行わないとしています。

3点目、送電線事業に関する住民協議で、低周波電磁界による健康影響について被影響住民から懸念が挙げられた場合、JICAは、WHOのファクトシート等を参考に、実施機関が健康への支障がないことを説明できるように支援をいたします。

この3点を運用方針としております。この運用方針の中にほぼ取り込んだということもございまして、主要な提言というのはありませんでした。

続いて裏側になりますけれども、二つ目のサブトピック、国内法とガイドラインに相違があった場合の取り扱いとなります。こちらは既存のFAQがございまして、そのFAQを修正しております。

ただFAQの修正といいましても、今の問いと回答には全く変更がございまして、この回答の最後に約2、3行にわたってあった、ただし書きの部分を削除したというのが修正内容となります。

ご参考までにこのただし書きの部分を読み上げますと「ただし国、地域ごとに自然環境、社会、文化的背景等は異なっていますので、そうした状況を勘案する必要があると考えています」という条件的なものがありますけれども、これはなくてもその前の、「必要に応じて確認する」といったところによって読めるのではないかというご指摘を踏まえまして、削除してはいかかということで、修正をいたしております。この修正を除きまして、主要な提言はありませんでした。

三つ目のサブトピックになりますけれども、災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応としております。こちら、このテーマに関しては、FAQは作成いたしておりません。主要な提言として、大きく4点ほど挙げられております。

まず一つ目ですけれども、地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なる。この「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」というのは、ガイドラインの記述にあることですが、そのため環境影響評価の対象外とみなすとの事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくないという提言がありました。

その例示として3点ありますけれども、プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合、それからプロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合、例えばダム建設により地震を誘発するもの。プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合、例として発電所建設により地球温暖化を促進するものといったものから、環境影響評価の対象外として一律外すのは望ましくないという提言をいただいております。

二つ目の提言ですけれども、上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目、具体的には地形・地質といった項目が挙げられますけれども、その中で評価する方法が考えられるので、今後検討する必要があります。

三つ目、上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要があるという提言をいただいております。

さらに、包括的なポイントになりますけれども、災害と事故の概念について明確的に区分することが望ましい。という提言をいただいております。

事務局からのご説明は以上となります。

作本副委員長 ありがとうございます。7回目も私が担当させていただきましたので、ちょっと紹介させていただきます。

この送電線の電磁波とかあるいは低周波、こういうのについては、なかなかまだ我々、十分な科学的な知識を持ち得ていないという、そういう前提のもとでJICAさんがWHOの資料をもとに、どちらかといえばJICAさんが説得する、影響がないよというような姿勢をとろうとするような、初期に書面がありましたので、それはやはりWHOの資料によればということで、JICAさんとしては独自の考え方、スタンスに立つのだということ、私ども強く申し上げた記憶があります。

そういうことで送電線については、FAQは置いておりませんが、WHOが先ほど言いましたような、オリジナルは分厚い報告書なのですが、この短い、ここにありますようなこういうような資料をもとに、長期的な影響と短期的な影響、これを区別して、特に短期的な100テスラというのでしょうか、大きい影響のあるものは、身体等に影響が見られるけれども、長期的な、しかも程度の低いものでしたら、子供の発

がん性をテストしたところ影響が見られなかったという、そういう調査結果をもとに、では長期的にはいいのだろうと、低ければいいのだろうというようなことを、データが少ないものですから、受け入れようというような調査資料になっているわけです。それはWHOのこの書き方になりますが、ただ、このオリジナルの数百ページにもわたる報告書では、いろいろなところでわからない調査であるというか、断定はできるだけ避けているような報告書でありますので、私ども、ファクトシートとしてワーク文だけで使っている、これは、必ずしも安全ですよという100点満点をくれているものではないというような理解に至ったつもりであります。

そういうことで、先ほどの繰り返しになりますけれども、このWHOのこのファクトシートにそっくり乗っかって、JICAさんも同じであるというのではなくて、このWHOによればというような考え方であるというふうに整理することがよろしいのではないかというふうなことの提言したことになります。

あと、国内法とガイドラインのこのギャップでありますけれども、もう既に書かれていますように、既に国情によって違いがある、これを勘案するとのJICAさんのガイドラインの説明があるということで、これはそのまま変更しないということになりました。

あと、自然災害と事故、これはJICAの姿勢としては、それぞれ防止の主体を今回は明らかにされております。設計業者とか工事業業者あるいは工事中とか、段階を分けながら整理されておりますし、ここで特に責任の主体ということも明確に出されているということで、助言委員会はこれを理解するという考え方に立ったと、私は理解しております。

以上です。

ご質問・意見等があれば、平山委員、どうぞ。

平山委員 2ページの国内法とガイドラインに相違があった場合の取り扱いの回答のところ、どうも日本語がよくわからない感じがするのが、回答のところの上から3行目のところ、相違があった場合には、「その背景、理由等を確認するとともに」というのは、これはよくわかるのですけれども、「必要に応じ対応策を確認する」と、こう書いてあるのですけれども、これは何のことなのでしょう。

非常に日本語らしく読むとすれば、相手国とそれからJICAのほうで、どういうふうな対応策を取るかというのを相談しながら確認するというふうに、読めるような気もしないでもないのですけれども、対応策を検討するというなら普通の日本語でわかるのですけれども、そして検討する場合の考え方が、その次に書いてある確認の結果こういうふうな状況の場合には、「適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける」というのはもちろんわかるのですけれども、ここまでお書きなのであれば、その上のところの必要に応じ対応策を確認するというのは、検討するみたいな感じなのではないのかなと思ってしまうのですけれども、ここは何らかの意味があるのでし

ようか。

作本副委員長 ありがとうございます。

これは、ガイドラインに書かれている文言そのままなのです。ですから、ガイドラインに書かれている文言を貼り付けているだけでありまして、そういう意味では、ただ、確認というのは、今、僕自身は平山委員がおっしゃるように消極的なのです。検討するという場合には、積極的に判断を変えてものを考えるということになります。そのあたりの違いはあるのではないかと思います、すみません。松下委員、どうぞ。

松下委員 恐らく対応策はあくまで相手国政府が考えることであって、それをJICA側で確認するという趣旨だと思います。違うのですか。

作本副委員長 ありがとうございます。松本委員もよろしくお願いします。

松本委員 またちょっと歴史を遡って申しわけありませんが、2000年にJBICのガイドラインをつくったときにも、この日本語が議論になっています。実はこれは英語ではconfirmです。つまり「確認する」という日本語から来るよりはもう少し強い、つまりそれがなされているということを確認なものにするというのが、援助機関の役割なので、その日本語があまりなくて、「確認する」という日本語を使っているだけであって、英語表記からいくとconfirmですので、もう少ししっかりした表現です。

平山委員 大体雰囲気はわかってきた気がするのですが、それならばこの確認するという言葉と、相手国等に働きかけるということとの関係というのは、このFAQの中で、どういうふうに整理されているのかということが、もう少しわかるように書き分けられていないと困るのではないのでしょうか。

作本副委員長 どうしましょう。JICAさんのほうから、働きかけるというのは具体的にどこまでできるのかということですね。

柿岡 確認の結果、そういった具体的にはこの国内法とガイドラインに相違があった場合に、例えば協力準備調査等で支援をする、その事業に必要な対応策を実施する、もしくは相手側に支援を行うということも含めて相手国に働きかけるという、これもまたガイドラインの文言を引用していることになりまして、確認するだけではなく、確認した後何をするかということ、このガイドラインの2.6.3.と2.8.1.1.を関連づけて、ここでご説明しているという理解です。これももともとあるFAQのままですが、不都合はないと事務局としては考えて、既存のFAQを生かしております。

平山委員 先ほど松本委員が、対応策を確認というときの「確認」というのはconfirmであるというふうにおっしゃったのですが、もしそうであれば、そこで話が終わるわけですね、その英語の雰囲気は。

そうだとすると、後で確認した後、また相手国に働きかけるという、行動を起こすというのは、何か言葉としてきちんと整理がなされていないように思うのですが、どちらなのだろうというのが非常に気になります。

というのは、これも最初のころ、十数年ぐらい前のころに何度も私、お聞きしたの

ですけれども、JICAのほうでいろいろな指針とか基準とか、途上国の法令とか、そういうものを持ち出して、向こうの法令ではこうなっているから、だからもうこれで行うのです、という言い方をされて、それなら日本のほうの、JICAのほうの対応というのは、相手国が言うとおりにするというところで話が終わってしまうのですか、というふうな話をした、そういう議論を延々とした記憶があります。

特にSEAを入れるなどというのは、向こうの法律等にはあまりないと思われまして、ガイドラインに、日本のJICAのガイドラインにSEAなどは入っているので、そういうものも入れて、向こうの法律にはない考え方なり指針なりで、その環境影響を議論するというのはあり得ないはずで、そうだとすると、日本のJICA側の対応策との齟齬が生じた場合、相違があった場合の対応というのは、JICAとしてどのように応じられるのかというのを、何度も私、質問した記憶がありまして、そのところでは対応が、JICAのほうでの返答がかなり変わってきていたという気がいたしておりますけれども、日本のほうの考え方というか、世界の標準の考え方で動くように指導するという形に働きかけるといふ、ここの後半のほうの表現になってきたと思うのですけれども、先ほどのように上のところがconfirmであるとかいわれると、もうこれで終わりという感じですね。相手はこうしますと、ああ、そうですか、じゃ、それでやりますと、こういう話ですから、それではこの後半の文章との関係が、私が最初に申し上げた疑問との関係では、うまく整理できていないのではないかという気がするということです。

松本委員 失礼しました。「確認する」は英語で二つに分かれていました。confirmの「確認・確保する」とclarifyの「確認する」が二つあって、ここはclarifyの「確認する」であったということは、今、確認しました。

つまりJICAの役割というのはこの「働きかける」はencourageです。非常に弱いのです。それはガイドラインをつくる段階から、どちらかというところとやらなかったら援助しないという、ただそれだけなので、encourageするという、ただそういうことです。私がJICAをディフェンドする役割はないので、一応自分の間違いだけ訂正しておきます。

作本副委員長 今、世銀等でもこういうギャップのことを議論し出していると聞いております。やはりこれは相手国内で事業をやるわけですから、JICAのガイドラインが上か、国内法が上か、それは言わずもがな、相手国の国内法のほうが上位にあるに決まっているわけです。その前提でもって、ただよかれということでJICAさんのガイドラインのほうで環境を守れますと、住民、社会を守れますということで、我々推奨しているだけであって、できるだけそれに沿ってJICAさんも動いてくれればありがたいと、私はそういう理解でガイドラインというものを若干の条件つきというか制約つきで考えているわけです。

今のグローバルな環境問題も考えたら、そうはいかないかもしれませんが、

そんなような気がするのです。ですから働きかけるという言葉が英語でどう書いているかわかりませんが、役に立ちたいという、そういう決意文書でよろしいのではないのでしょうか。どうでしょう、勝手なことばかり言って申しわけありません。ほかの方でご意見あれば。

平山委員 時間がないのに食い下がるようで申しわけないのですが、今、作本委員が言われた相手国の法律と、このガイドラインとの関係に関するJICAの取るべきポジションというのは、私はちょっと賛成しかねるところがあることだけを申し上げておきたいと思います。これ以上、議論するつもりはありません。

作本副委員長 事務局のほうで何かご意見があれば、二人の論争はこれで結構です。

柿岡 特に事務局として、今のFAQに大きな問題があるとは考えていないのですが、基本的にJICAの環境社会配慮の基本方針といたしましては、JICAは相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行うということがございますので、確認し放しということではなく、きちんとギャップなり相違の対応についても検討して対応する、その一環としてこの助言委員会の枠組みもあると理解しております。もしここで働きかけをすることを、このFAQから削除するというのが、この全体会合の場でご指摘があれば、修正を検討する必要があるのかと思いますけれども、今のところは確認し、働きかけるということは、ガイドラインを活用する内容であり問題ないと考えております。

作本副委員長 何か別の書き方で、そういう議論がありましたよということを私もここでガイドライン自体の修正は、このワーキンググループを通してもしないのだと言うようなことを言うておられますから、この中身は全部ガイドラインの文章だけを使っているわけですので、それに対してこういう意見がありましたよとか、こういうことが疑問として投げかけられましたという形での送り込みというのは難しいのでしょうか。

柿岡 この内容、ワーキンググループの結果をまとめているのですが、全体会合の内容も踏まえて、ワーキンググループにおける主要な提言として確認するだけにとどめるべきだという項目を加えたほうがよろしいのでしょうか。逆に全体会合で、そのようなご意見があるのかどうか、本当にそのようなご意見を、期待されているか確認させていただきたいと思うのですが、

作本副委員長 いかがでしょうか。ほかの方でももしご意見があれば。

柿岡 事務局としては、働きかけることがガイドラインに基づく対応だと思っはいるのですが、それをなしにするということ、助言委員からの助言として入れていただくのであれば。

作本副委員長 事務局の側としては、ガイドラインに沿った形での文言でなければおかしいわけですね。それを逸脱する場合にはよほどの、こちらの全体会議のほうでこうしてくれということではなければ難しいわけですね。

ではよろしいでしょうか。こういう議論があったということで、議事録は残るわけですから、そういうことにさせていただきます。

時間の運びがうまくなくて申しわけありませんが、それでは最後の8番目、9番目になりますけれども、お手元に資料はないのですけれども、今、どのような進捗状況にあるかということでご紹介いただければありがたいので、それで終わりにしたいと思います。

松本委員 第8回取りまとめの松本ですが、実は皆さんにご協力をいただいて取りまとめを完了したのですが、今日、結果的には間に合わなかったということです。取りまとめは終わっていますが、2月に延びましたので、もし何か私のメールがややせかし気味であったので、意見を控えたという方がいらっしゃいましたら、まだ間に合いますのでよろしくお願いいたします。一定の取りまとめは終わっています。

作本副委員長 ちなみに第8番目のワーキンググループは、環境社会配慮の費用便益という経済学的なところを含めた形でのテーマでありました。

それではよろしいでしょうか。では次の9番目の緊急時の環境配慮というところについて、簡単にご紹介いただければありがたいのですが。

松下委員 緊急時の環境配慮につきましては、まだ意見の取りまとめといたしますか。取りまとめ案ができていない状態でして、もう少し時間がかかると思います。

作本副委員長 ありがとうございます。

それではマイクを事務局のほうに戻します。

ごめんなさい、意見を聞くのを忘れまして。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 高橋です。これとは別のことで、時間がないところ恐縮ですが一点だけ補足させてください。

前半のほうの助言案のときに、ウクライナの汚水処理場の関係で、1番で既存の汚泥処分場のことに言及している。それになぜ言及するのかというようなご指摘がありましたが、そのときに熱き思いで言及したような印象の回答をしましたが、せっかくこういう運用見直しをしておりますので、それに沿ったご返事をしたいと思います。

第1回目のワーキングで、不可分一体の事業についてFAQをつくりましたが、その中で、要するにJICA事業によって初めてこの既存のものが不要になる、それで処分をするということになりますので、そういう意味では非常に密接な関係があるということで、この助言にも言及したということで、補足させていただきたいと思います。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。

特に文言の修正等は伴わないということで、ありがとうございました。

それではワーキンググループの検討に関しては、とりあえず中間報告、進捗状況の紹介も含めて、一応これで区切りということにさせていただきます。

では、マイクを事務局のほうに。

山邊 運用面の見直しの今後について、一点だけお話しさせてください。

ワーキンググループにつきましては、1月16日と26日、この2回でとりあえず予定していたものは全て終了ということになります。

年度の初めに、枠組みについてご説明をしたときにお話しさせていただきましたとおり、今年度中に取りまとめをしたいというふうに考えておりますので、2月3月の全体会合では、ワーキンググループの結果の取りまとめに加えて、今までのものも含めて、10年目に向けてどのような形で残すかというところをあわせてご相談をさせていただければと考えております。

それから、2月3月の全体会合では、今日の時点でまだ取りまとめ中の3件、それから今月ワーキンググループを開催する2件、計5件について、何とかセットさせたいというふうに考えております。

いろいろ負担が重くなるかもしれませんが、ご協力いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

作本副委員長 その他ということで何か報告はありますでしょうか、事務局。ありませんか。それでは、次回の会合スケジュールを、事務局のほうからご連絡をお願いします。

長瀬 次回の全体会合、第56回になります。2月2日月曜日2時半から、こちら113会議室で開催させていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

作本副委員長 それでは、ありがとうございます。それと次回のワーキンググループは市ヶ谷のほうのJICAの研究所で行うという、その場所だけは皆さん方、参加される方はご記憶お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、これで今日の全体会合を終わりにします。お疲れさまでした。

午後5時47分閉会